

給付の在り方（施設、住まい）について

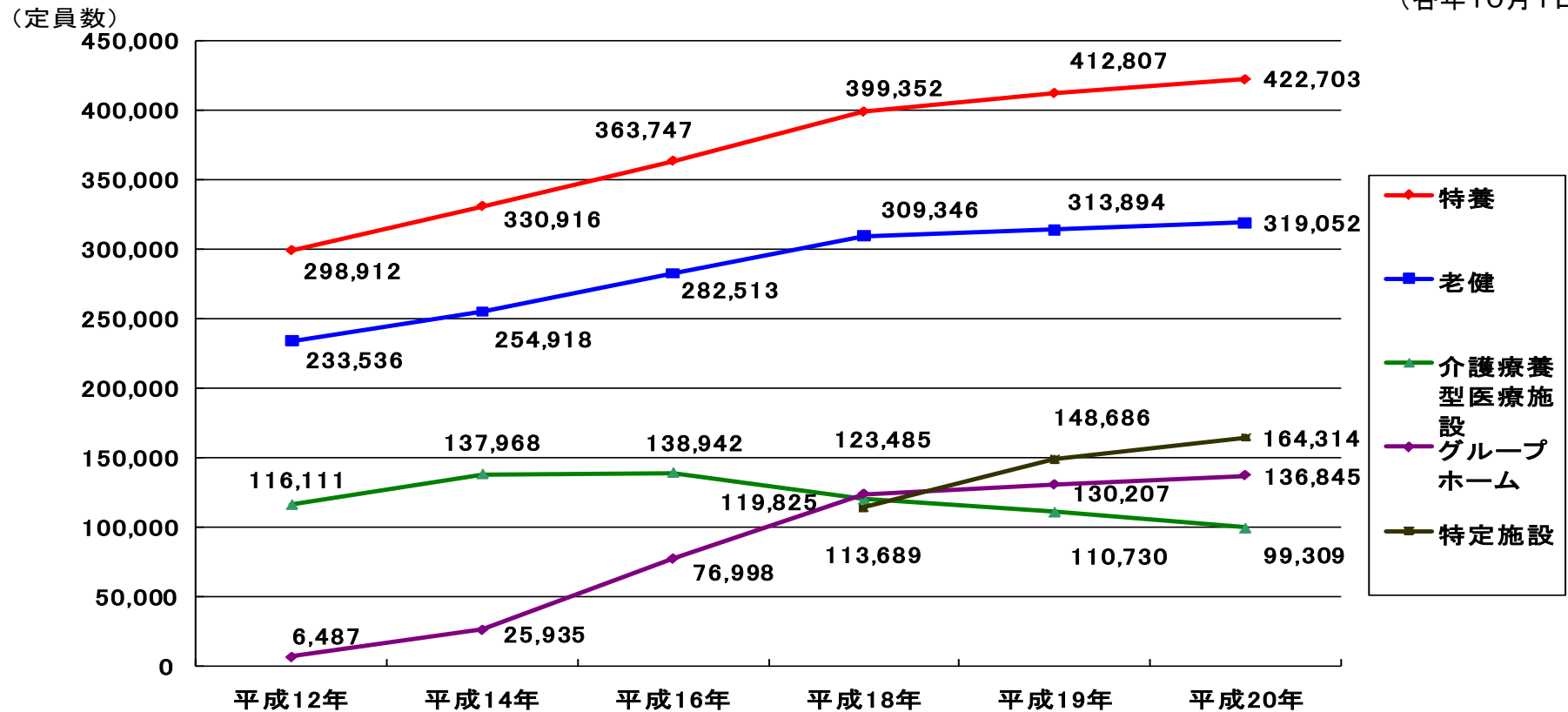
(1) 今後の介護保険施設の機能や在り方

① 介護施設の状況について

施設・居住系サービスの定員数の推移

平成12年度から、8年間で特別養護老人ホームは約12万、老人保健施設は約9万、グループホームは約13万増加し、介護療養型医療施設は約1.7万減少している。

(各年10月1日現在)



(注) 1 特定施設については、平成16年以前の統計は存在しない。

2 特別養護老人ホーム及び特定施設の平成18年及び19年の数字は、それぞれ地域密着型(定員29人以下)のものは含まない。

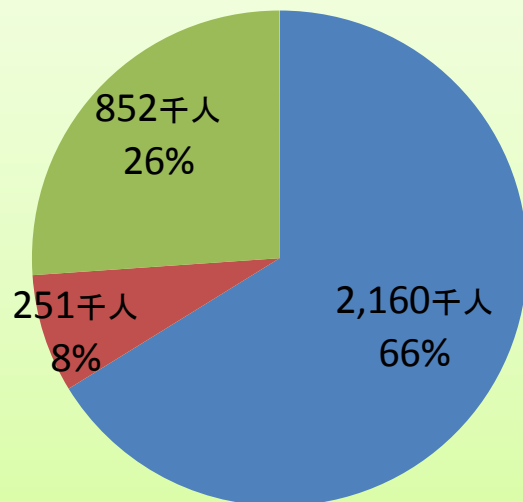
(出典) 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

サービス類型ごとの利用者数／給付費内訳等

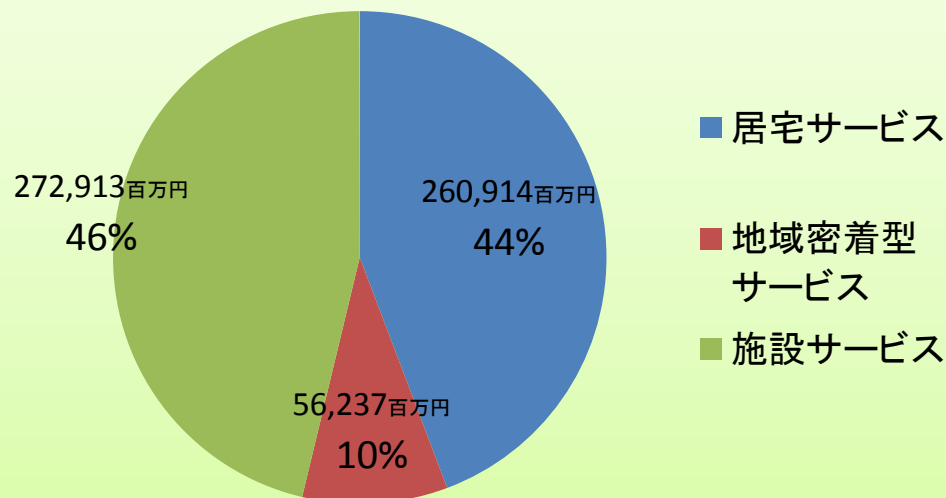
サービス利用者のうち、居宅サービスは66%、施設サービスは26%であるが、給付費においては、居宅サービスは44%、施設サービスは46%となっている。

利用者・給付費内訳

○利用者内訳

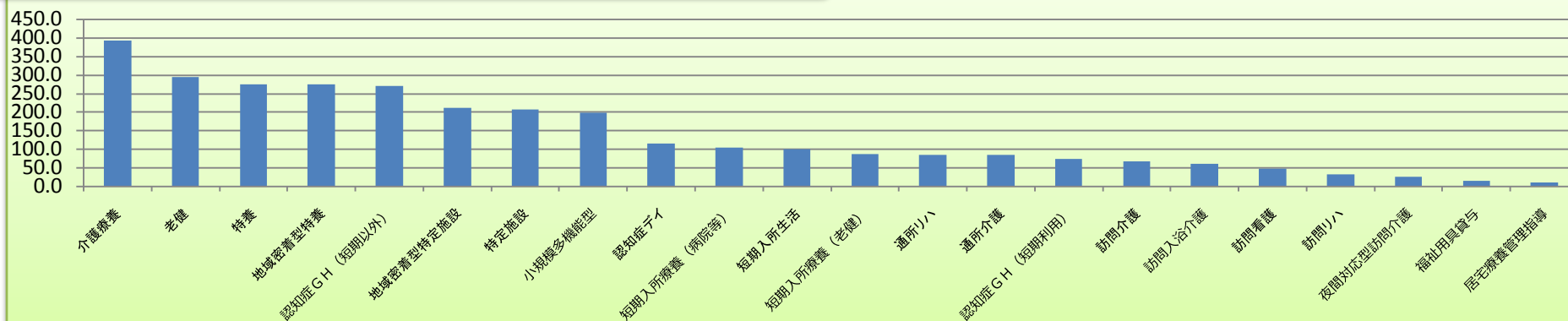


○給付費内訳(補足給付含む)

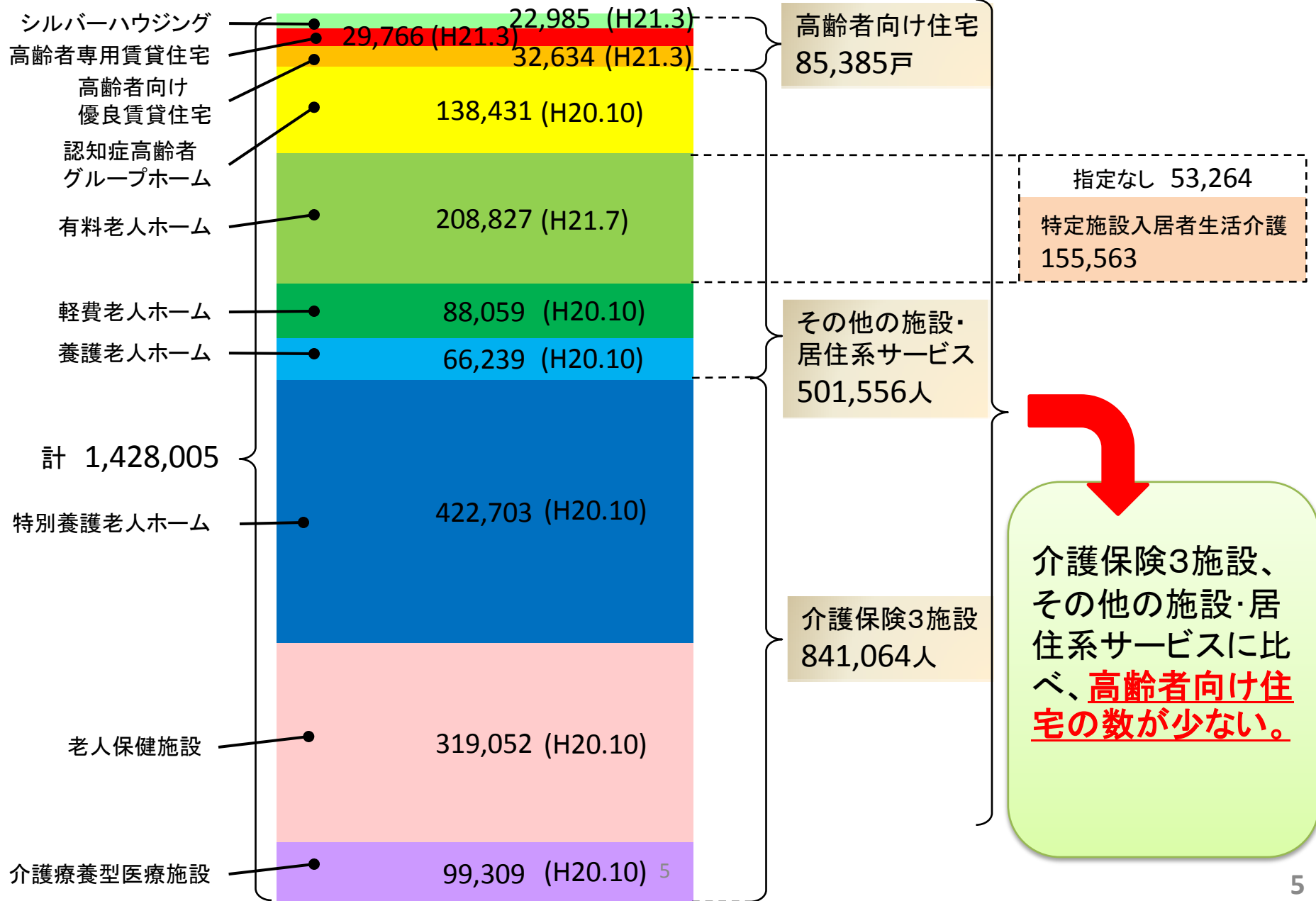


サービスごとの1人当たり給付費(補足給付含む)

(単位: 千円/人)



高齢者向けの住宅と施設のストックの現状



介護保険施設等の概要

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (注1)	老人保健施設	介護療養型 医療施設	認知症高齢者 グループホーム	特定施設 (有料老人ホーム、 ケアハウス等) (注1)
基本的性格	要介護高齢者の ための生活施設	要介護高齢者が 在宅復帰を目指す リハビリテーション 施設	重医療・要介護 高齢者の長期療 養施設	認知症高齢者の ための共同生活 住居	要介護高齢者も 含めた高齢者の ための生活施設
施設数	6,015	3,500	2,252	9,292	2,617
定員数	422,703	319,052	99,309	132,069 (注2)	97,645 (注2)

(注1) 介護老人福祉施設及び特定施設の施設数及び定員数(利用者数)は、地域密着型施設を除いた数字である。

(注2) 認知症高齢者グループホーム及び特定施設については定員数ではなく利用者数を記載している。

(資料出所) 施設数、定員数(利用者数)については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成20年10月1日時点)。

介護保険施設等の主な基準等

		特別養護 老人ホーム	老人保健施設	介護療養型 医療施設	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
平均要介護度		3.83	3.29	4.36	2.65	2.69
平均在所日数		1,465.1日	277.6日	427.2日	(データなし)	(データなし)
介護報酬(要介護3)		792単位	915単位	1,142単位	865単位	711単位
1人当たり居室面積		10.65㎡以上	8㎡以上	6.4㎡以上	7.43㎡以上	適当な広さ
1部屋の定員数		4人以下	4人以下	4人以下	原則個室	原則個室
主な 職員 配置 基準	医師	必要数 (非常勤可)	常勤1以上 100:1以上	3以上 48:1以上		
	看護職員	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人	看護・介護 3:1以上 (看護2/7)	6:1以上		看護・介護 3:1以上 利用者100人の 場合、看護3人
	介護職員			6:1以上	3:1以上	
	理学療養士(PT) 作業療法士(OT)		PT又はOTが 100:1以上	PT及びOTが 適当数		
	機能訓練指導員	1以上				1以上
	生活(支援)相談員	常勤1以上 100:1以上	100:1以上			100:1以上 (うち1名常勤)
	介護支援専門員 (計画作成担当者)	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1以上	1以上	1以上 100:1を標準

1 平均要介護度は、厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成21年2月審査分)から算出

2 平均在所日数については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成19年9月中の退所者等について)

3 特定施設は、外部サービス利用型特定施設を除く。

介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設における 介護支援専門員の役割に係る規定について

1 介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十九号）

第十二条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第二十二條の二 計画担当介護支援専門員は、第十二条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- 三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- 四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 五 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 六 第三十三条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- 七 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

2 介護老人保健施設

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第四十号）

第十四条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第二十四条の二 計画担当介護支援専門員は、第十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- 三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 四 第三十四条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- 五 第三十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設における生活相談員、支援相談員の役割に係る規定について

1 生活相談員に係る規定

介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十九号）

第七条

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

2 支援相談員に係る規定

介護老人保健施設

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第四十号）

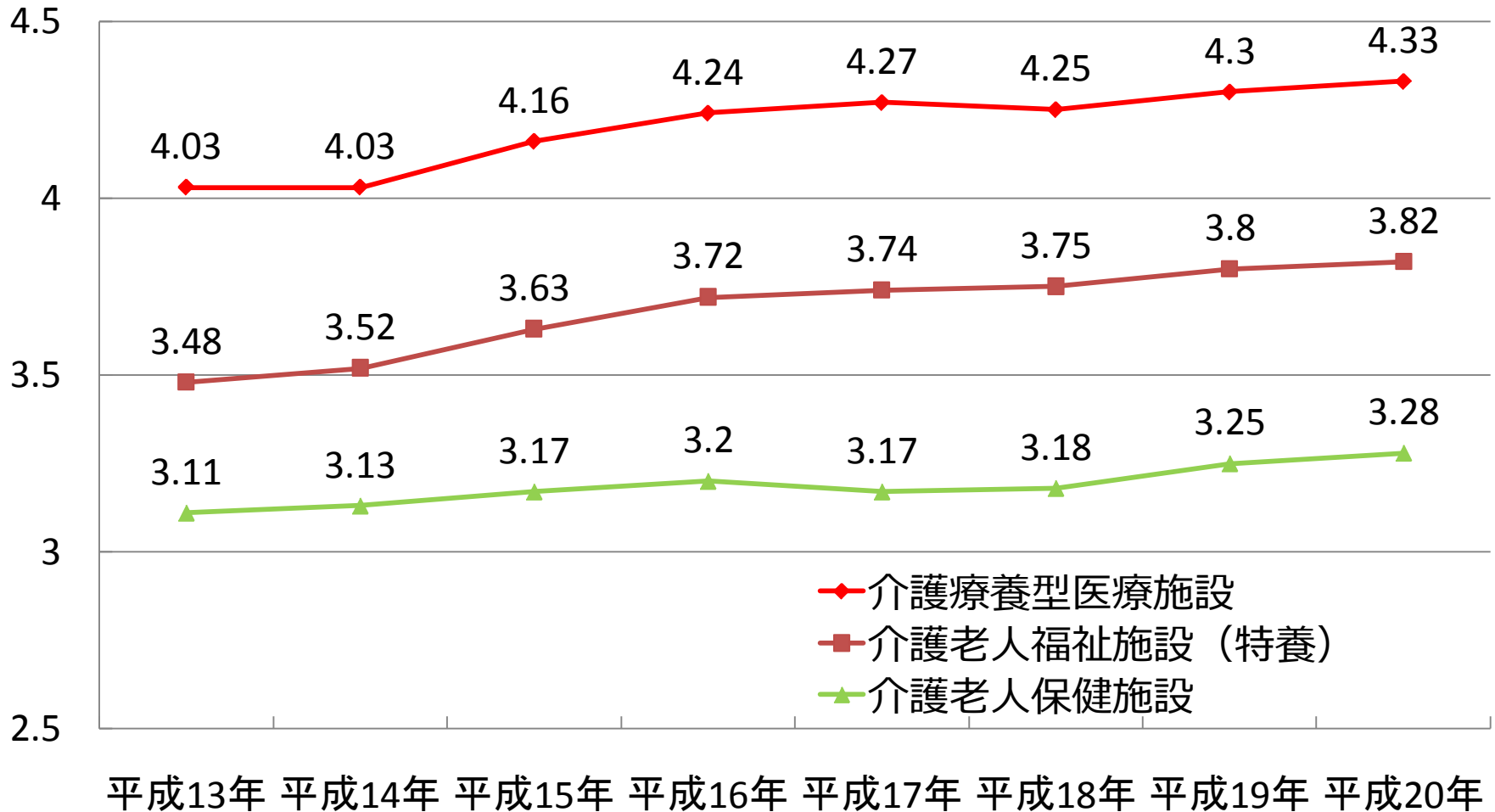
第八条

4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

介護保険3施設の平均要介護度

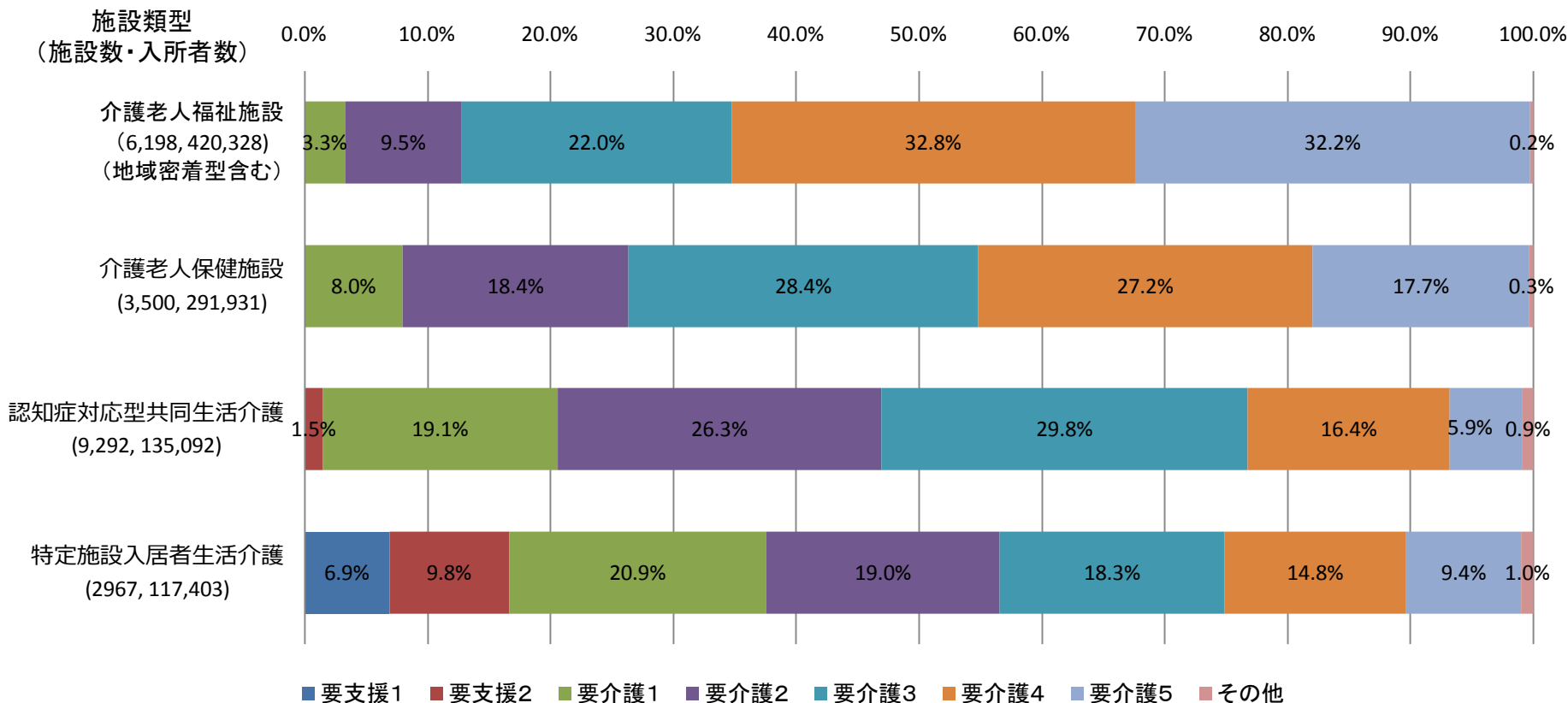
入所者の平均要介護度については、介護保険3施設いずれも上昇している。



施設・居住系サービスの要介護度別利用者の構成割合

介護老人福祉施設(特養)、介護老人保健施設は要介護度が重い利用者が多い。
グループホーム、特定施設は要介護度が軽い利用者が多い。

平成20年10月1日

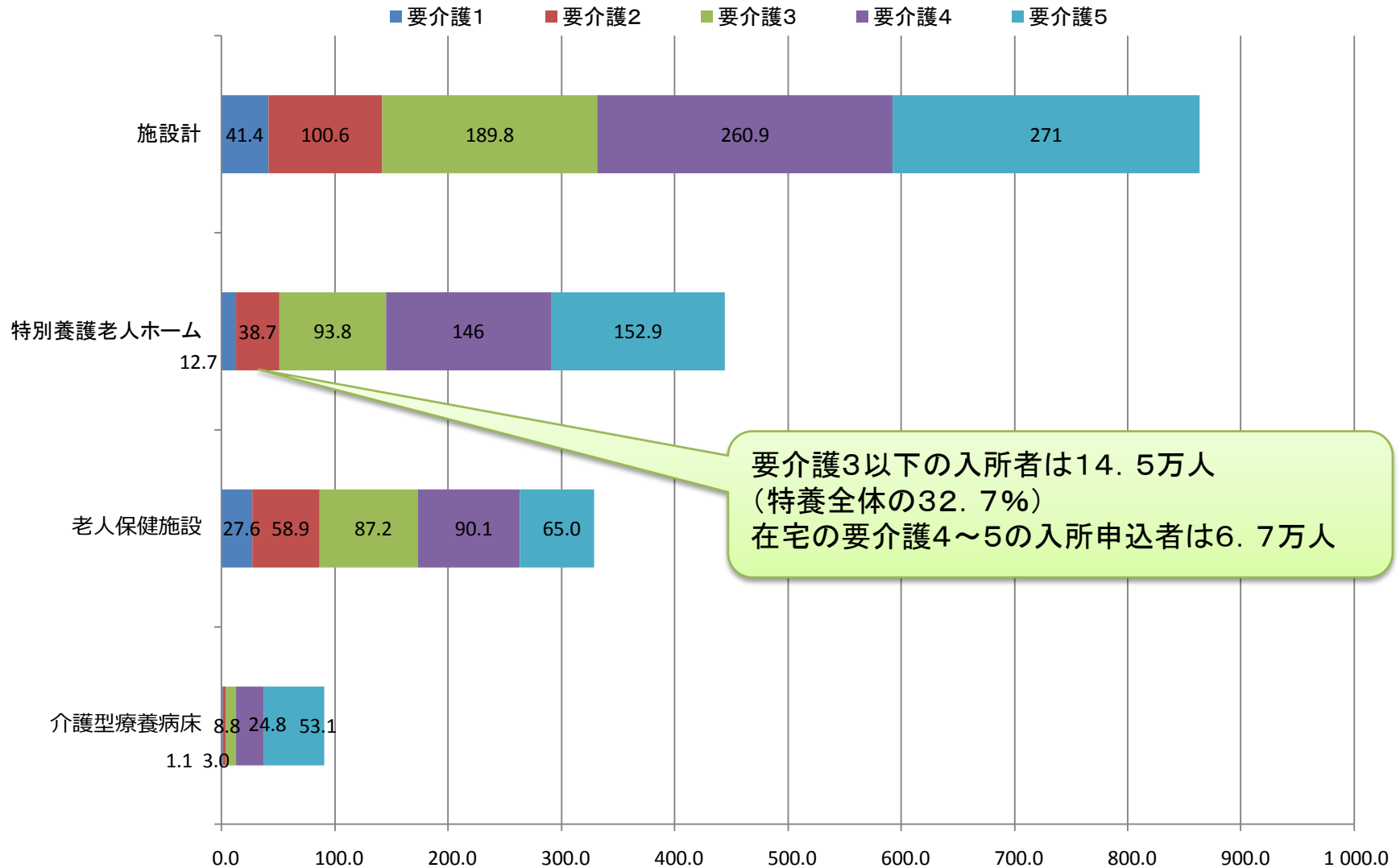


(注) 特別養護老人ホームについては地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護については地域密着型特定施設入居者生活介護もそれぞれ含む。

出典:「平成20年介護サービス施設・事業所調査」厚生労働省大臣官房統計情報部

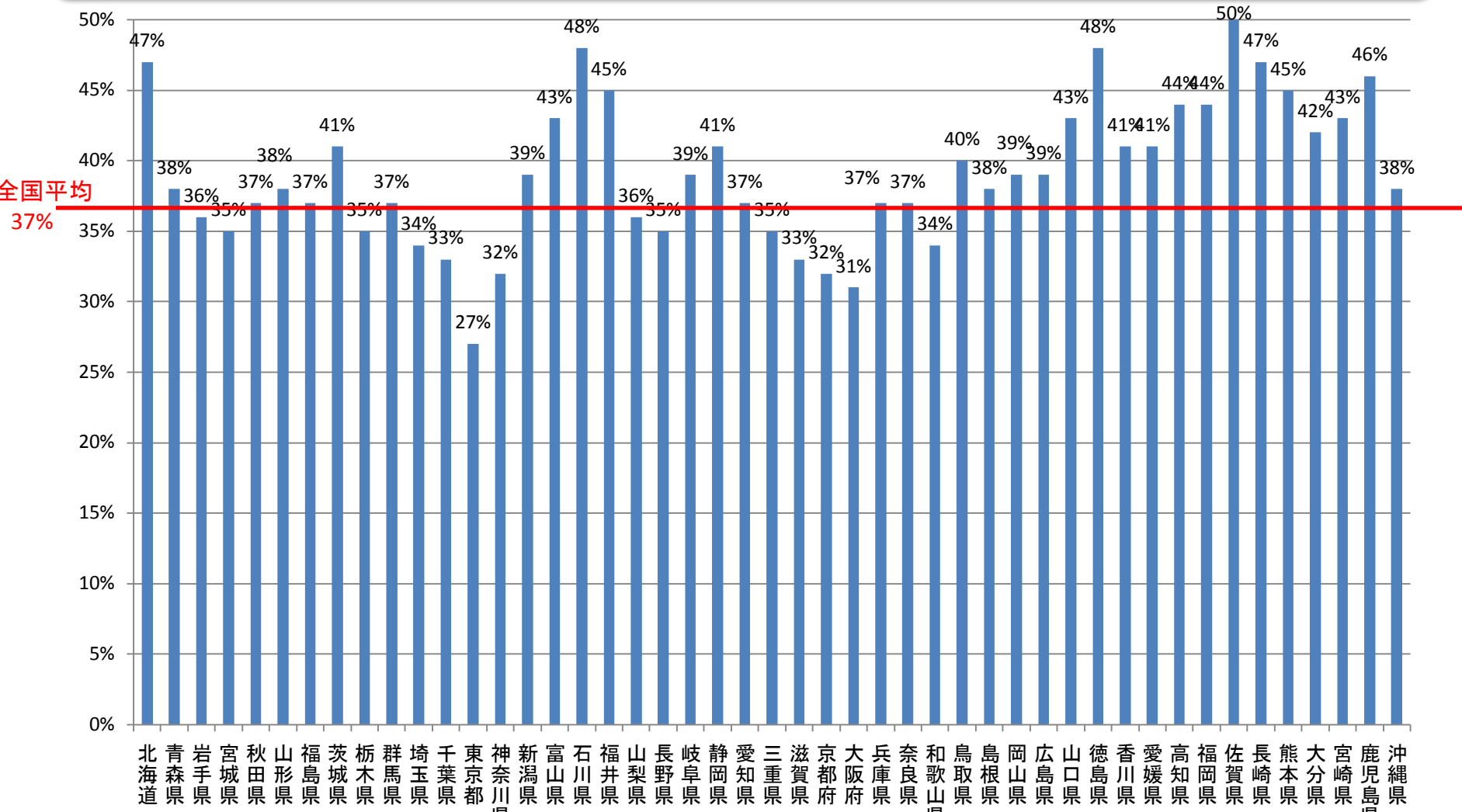
施設利用者の要介護度

介護保険施設別・要介護度別入所者数 平成22年4月

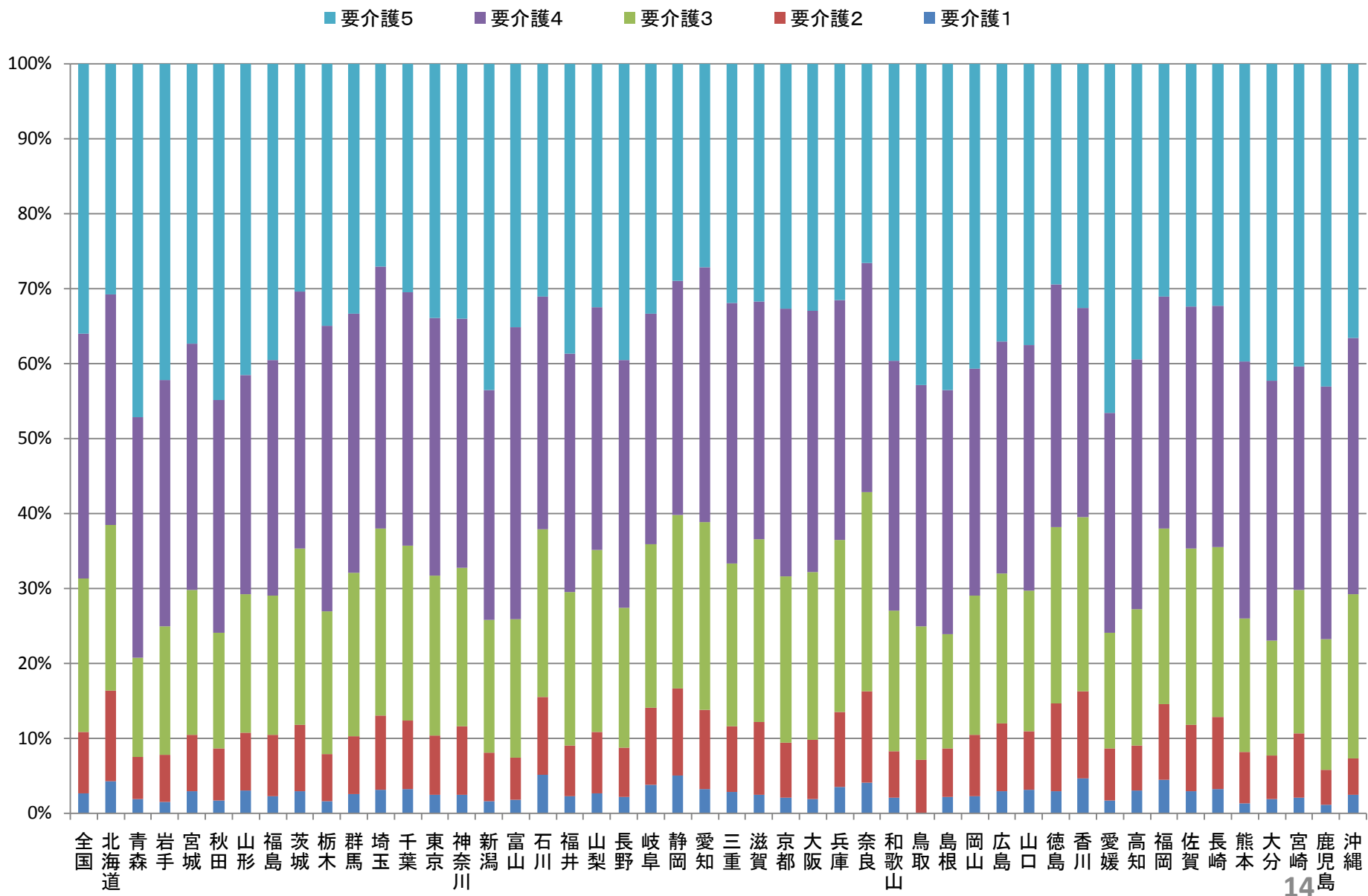


要介護2～5の高齢者数に対する施設・居住系サービス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、介護専用型特定施設、介護療養型医療施設）の利用者数の割合（平成21年3月時点）

要介護2～5の高齢者の中で、施設・居住系サービス利用者の割合は東京、大阪、神奈川、京都など大都市部において低い。



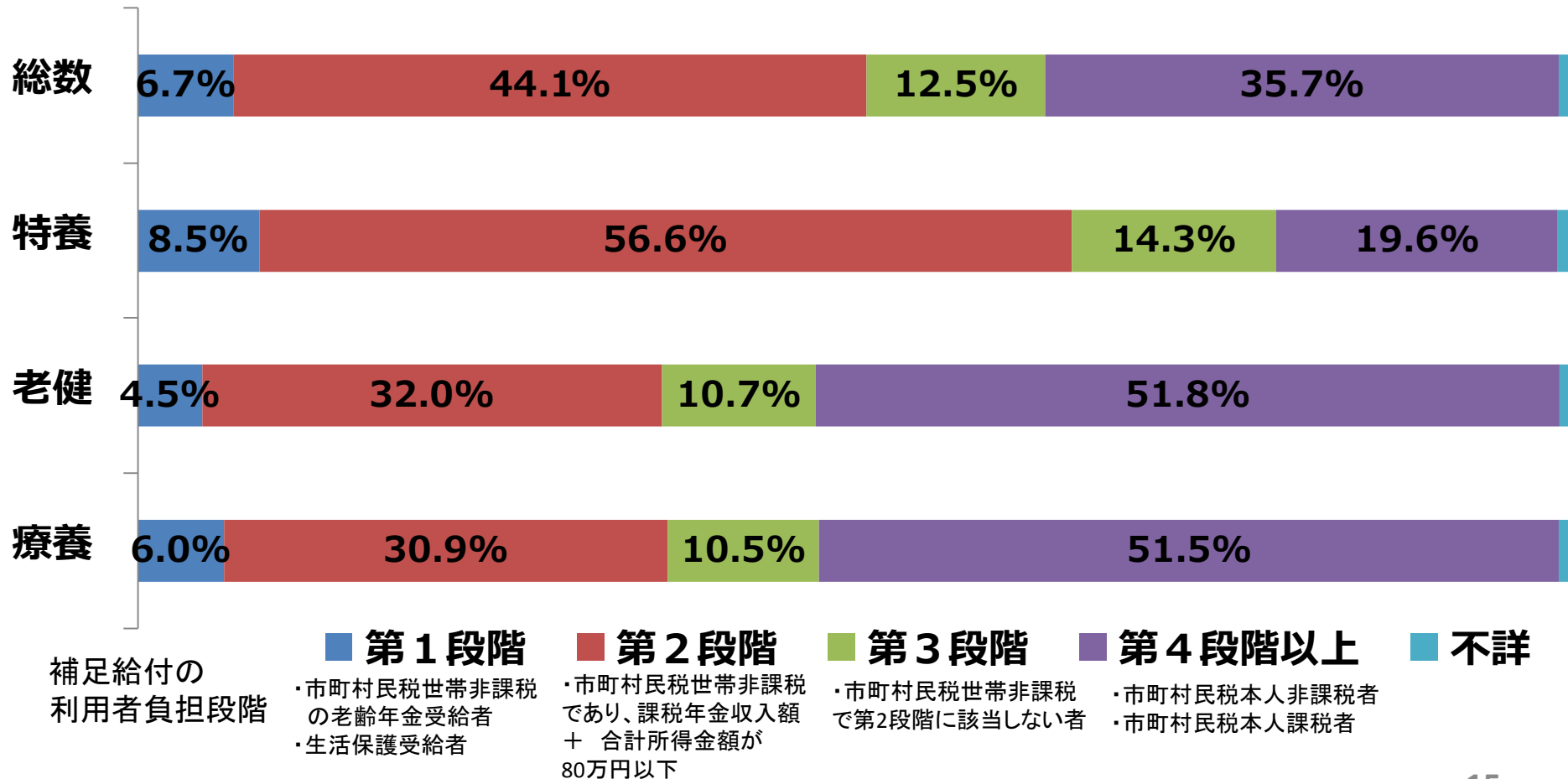
特別養護老人ホーム入所者の要介護度別割合 (平成22年4月)



(出典)厚生労働省「介護給付費実態調査 平成22年4月審査分」

所得段階別の入所割合

特別養護老人ホームの入所者のうち、市町村民税世帯非課税の方の割合は約8割。
老人保健施設については、約5割。介護療養型医療施設は約5割。



特別養護老人ホームの入所申込者の状況

特別養護老人ホームの入所申込者42.1万人のうち、在宅で要介護度が重い申込者が6.7万人。要介護度3以下の申込者が24.3万人おり、在宅でない申込者も22.2万人いる。

単位:万人

	要介護1～3	要介護4～5	計
全体	24.3 (57.6%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	13.1 (31.2%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)
うち在宅でない方	11.1 (26.4%)	11.1 (26.4%)	22.3 (52.8%)

※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)

特別養護老人ホーム入所申込者状況調査 各府県集計方法

府 県 名	内 容
秋田県	在宅のみ
富山県	要介護3以上のみ(介護3施設とグループホームは含まない。)
石川県	在宅のみ
長野県	在宅のみ
愛知県	在宅及び医療機関
京都府	非在宅のうち、介護3施設、養護、軽費、グループホーム、有料は含まない。
大阪府	1年以内に入所を希望している者で、非在宅のうち、介護3施設は含まない。
和歌山県	在宅のみ
岡山県	在宅のみ
愛媛県	1年以内に入所を希望する者で、介護3施設以外の非在宅及び在宅の者。
高知県	要介護3以上のみ
佐賀県	在宅のみ
宮崎県	非在宅のうち、介護3施設は含まない。
沖縄県	在宅のみ

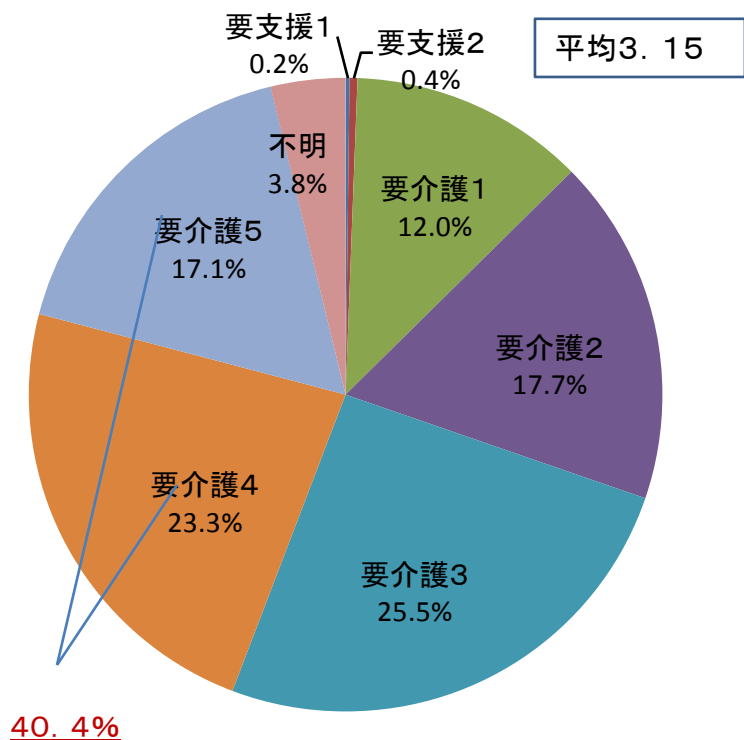
特別養護老人ホームにおける入所申込者に関する調査研究 (平成21年度老人保健健康増進等事業)

＜施設概況調査:3,272施設分(回収率50.8%)、入所申込者:44,757人分、新規入所者:41,912人分＞

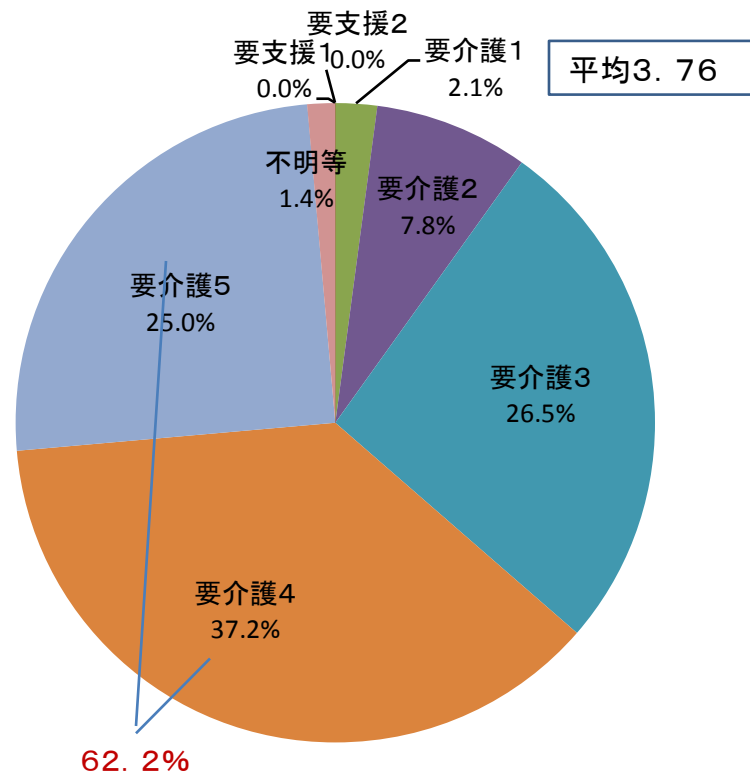
1. 要介護度の状況と入所の状況

・入所申込者と新規入所者の要介護度を比較すると要介護度の高い者(要介護度4, 5)が優先的に入所している。

入所申込者の要介護度



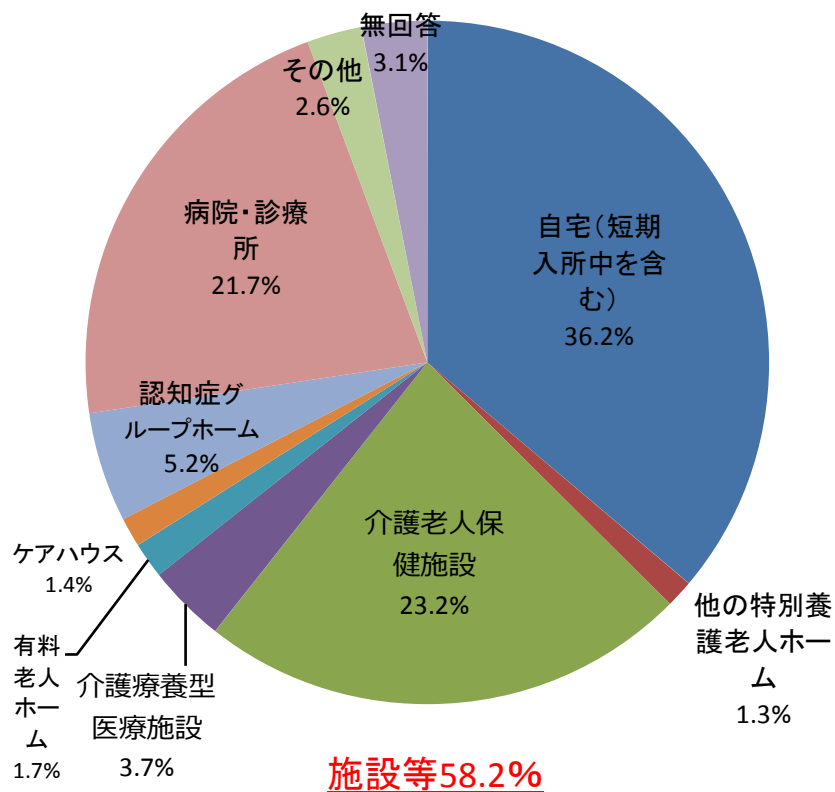
新規入所者の要介護度



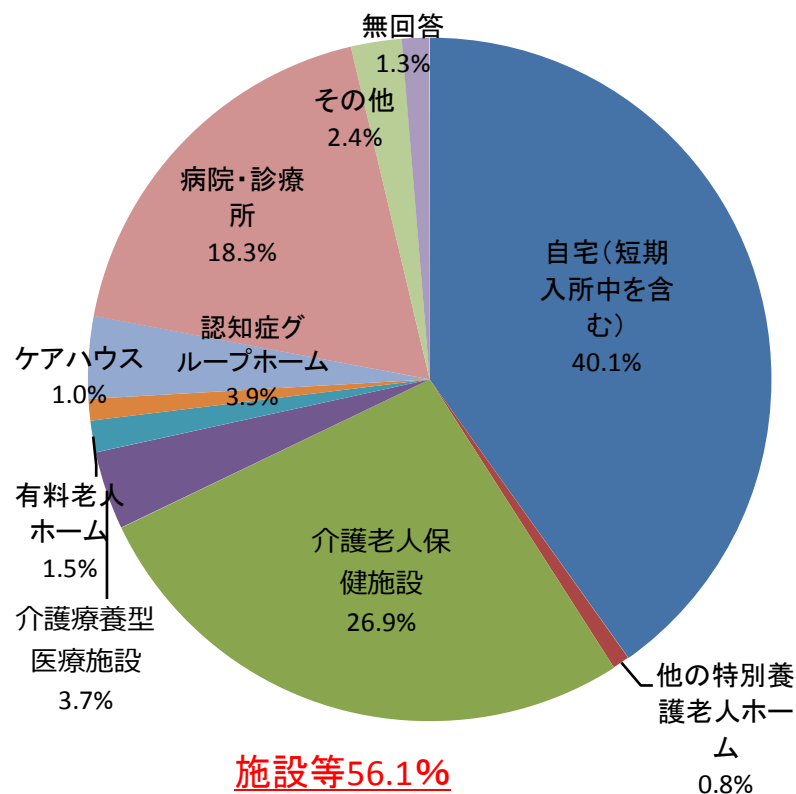
2. 在宅・施設入所の状況と入所の状況

・入所申込者と新規入所者の居所をみると、どちらも在宅(短期入所を含む)の割合は4割前後であり、施設等からの入所が約6割である。

入所申込者の居所



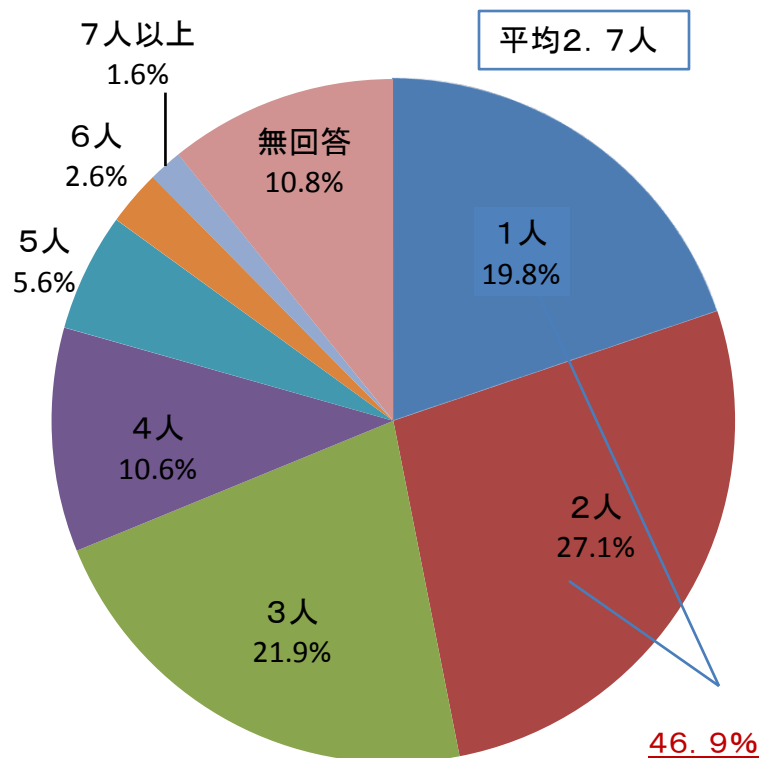
新規入所者の居所



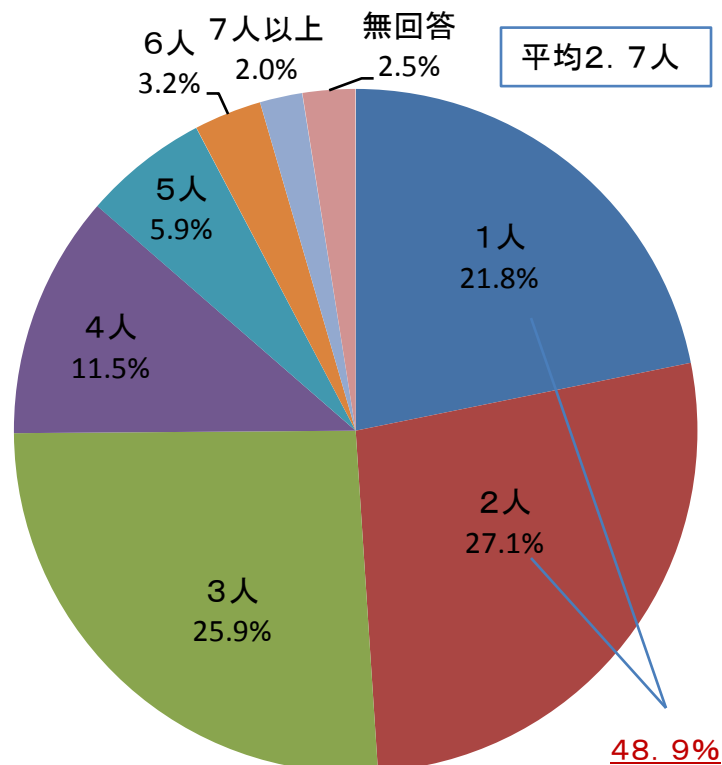
3. 家族・介護者(同居人数)の状況と入所の状況

・在宅(短期入所中を含む)の入所申込者と新規入所者の同居者数(本人を含む)をみると、どちらも平均同居人数は2.7人であり、2割前後が一人暮らしである。

入所申込者の同居人数



新規入所者の同居人数

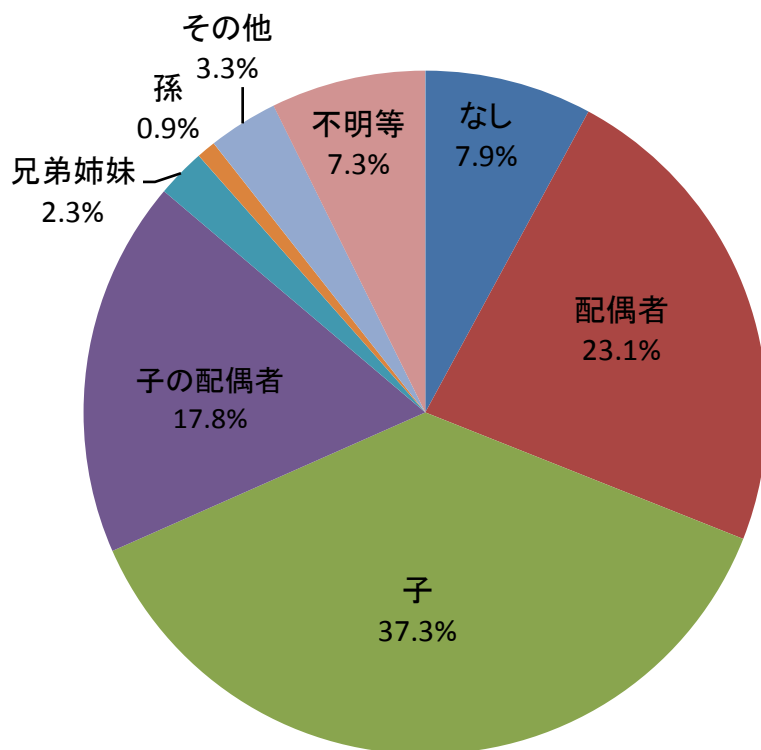


※在宅者のみ(短期入所を含む)。同居人数には本人を含む

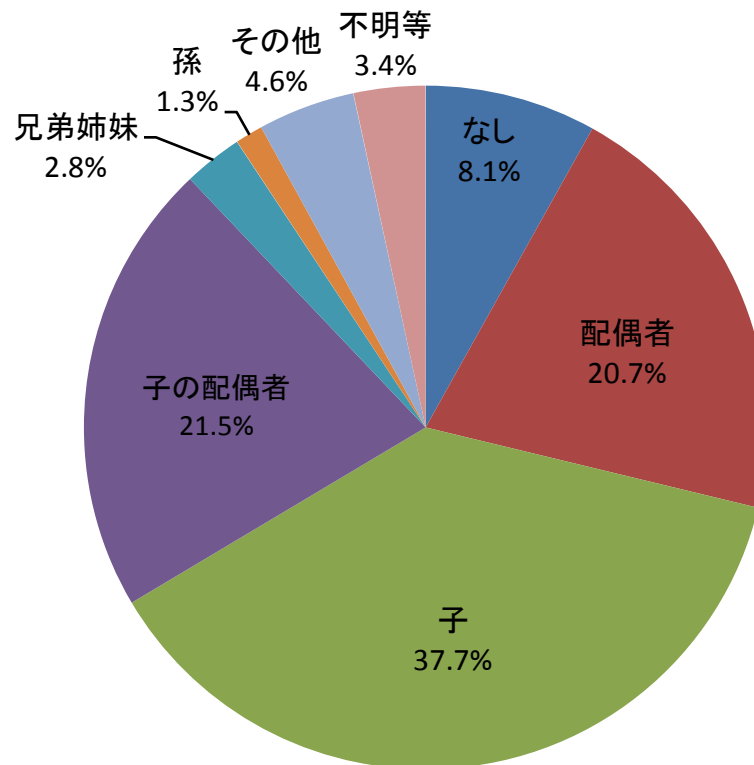
4. 主な介護者の状況と入所の状況

・在宅(短期入所中を含む)の入所申込者と新規入所者の主な介護者をみると、どちらも配偶者が約2割、子どもが約4割である。

入所申込者の主な介護者



新規入所者の主な介護者

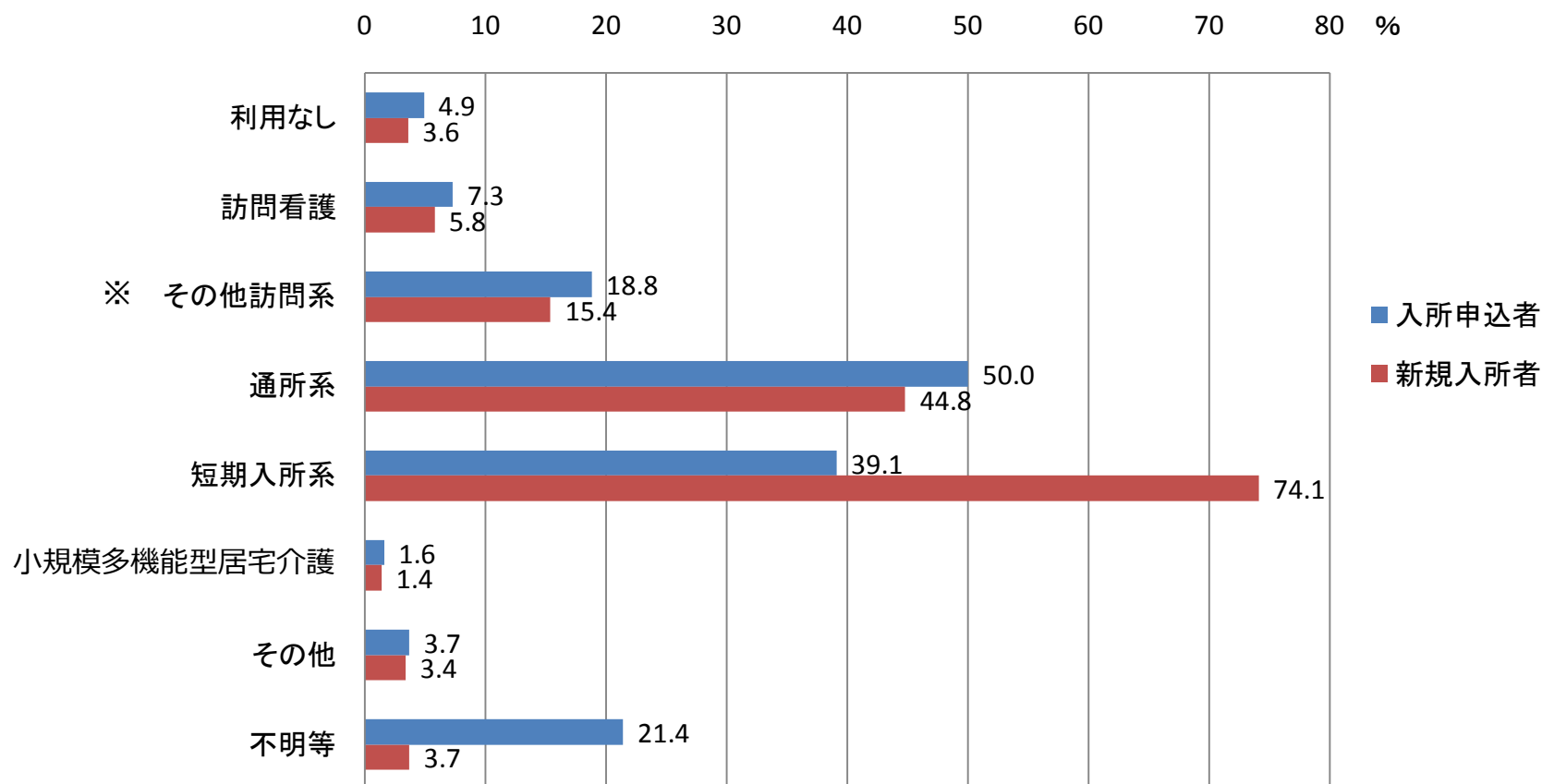


※在宅者のみ(短期入所を含む)

5. サービス利用状況と入所の状況

・在宅で入所申込みを行った者と入所直前まで在宅で生活していた新規入所者の利用サービスをみると、入所に至った7割強の者は、短期入所系サービスを利用しながら入所待ちをしていた。

在宅における入所申込者及び新規入所者の利用サービスの状況

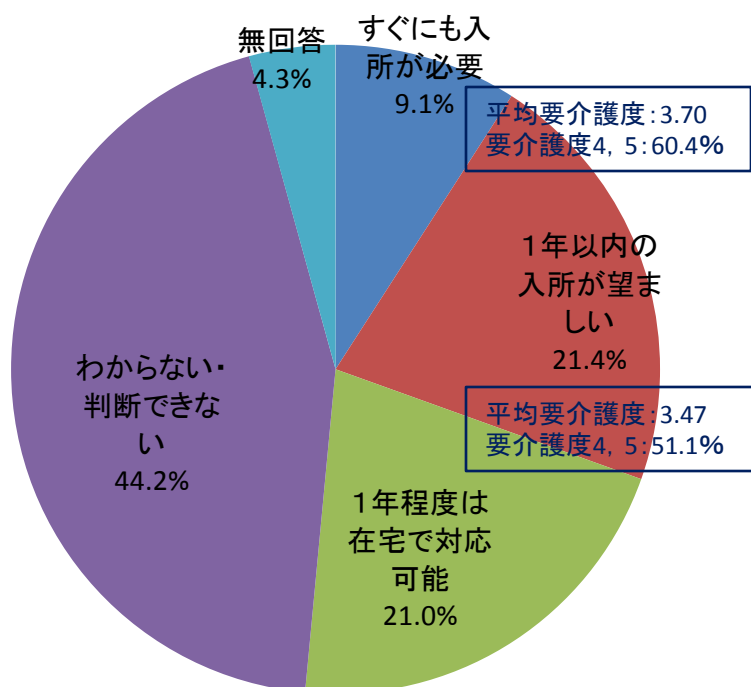


※ その他訪問系には、訪問介護、訪問リハビリテーション等を含む。

6. 入所申込者の入所の必要性

- ・施設から見て、すぐに入所が必要な者は約1割、1年以内の入所が望ましい者は約2割である。

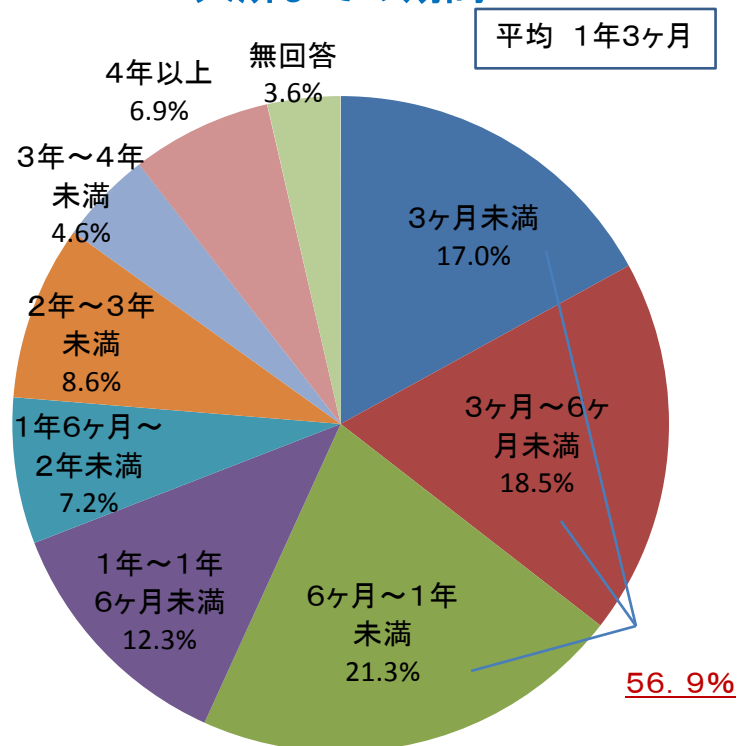
施設から見た申込者の入所の必要性



7. 入所申込から入所までの期間

- ・入所申込から入所までの期間をみると約6割の者は1年以内に入所している。
- ・入所までの平均期間は1年3ヶ月である。

入所までの期間



交付金の見直し概要

【平成16年度以前】

個々の施設ごとに固定的な補助基準単価により補助

社会福祉施設等
施設整備費補助

市町村に対する
直接補助制度なし

【平成17年度】

(866億円)

地方自治体から、事務手続きが煩雑、使い勝手が悪いという声があることを踏まえ、交付金化することで、事務の簡素化、地方の裁量の拡大を図る。

都道府県交付金

特養、老健、ケアハウス等
大規模・広域型の施設の整備

市町村交付金

地域密着型サービス
拠点等の整備

【平成18年度以降】

- ① 都道府県交付金は、廃止・一般財源化
- ② 市町村交付金は、対象事業の範囲を拡充し、利用しやすい制度へと改善

廃止・一般財源化

- 平成18年度に廃止・税源移譲される国の施設整備費補助金に係る施設整備に要する事業費のうち、従来の補助金相当部分(補助率かさ上げ部分を含む。)については、原則として「特別の地方債」を充当。
- 当該地方債の元利償還金については、後年度その100%を普通交付税の基準財政需要額に算入。

対象範囲を拡充(交付金のメニューを3つに再編)

(18年度 476億円)

(21年度 407億円)

①地域介護・福祉空間整備交付金(ハード交付金)

・地域密着型サービス拠点等の整備

②地域介護・福祉空間推進交付金(ソフト交付金)

・地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムの整備
・高齢者と障害者・子どもとの共生型サービスの推進 等

③先進的事業支援特例交付金(ハード交付金)

・介護療養型医療施設から老健等への施設転換
・既存特養の個室・ユニット化改修
・緊急ショートステイ居室の整備 等

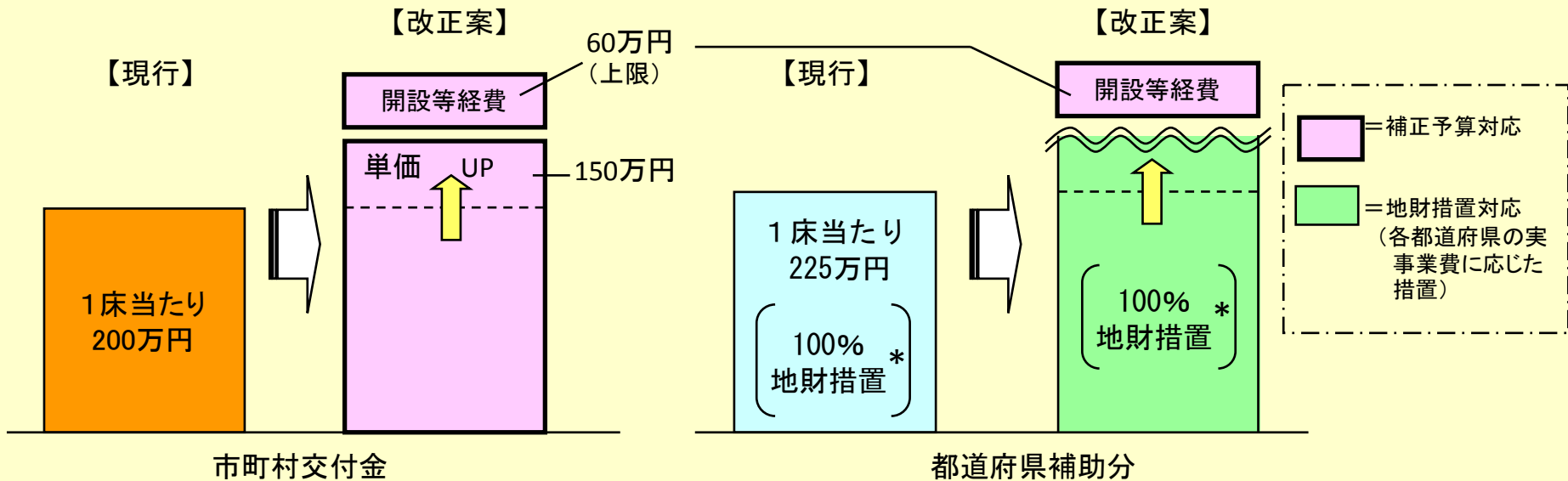
介護拠点等の緊急整備

(1) 目的

小規模特別養護老人ホーム(定員29人以下)やグループホームなどの整備に係る市町村交付金の拡充、定員30人以上の施設の整備に係る都道府県補助金に対する地方財政措置の拡充により、地域の介護ニーズに対応する。

(2) 助成のスキーム(特別養護老人ホームの場合)

*:「特別の地方債」の起債対象となり、その元利償還金が100%普通交付税で手当てされる。



(3) 事業規模

合計約3,011億円(3年分)

※都道府県補助分と合わせ、平成21年度～平成23年度で16万床分の整備を目標に推進

「介護基盤の緊急整備」実施状況等について (各自治体より提出)

	目標 (平成21～23 年度)	平成21年度 実績	平成22年度 見込	2 か年計
介護基盤 の緊急整備	16万人分	2.7万人分	6.1万人分	8.7万人分

- ※ 平成21年度実績については、各都道府県等における補助ベースで計上している。
- ※ それぞれ整備量には、補助金交付を受けずに事業者が自己財源により整備するものを含む。
- ※ 対象施設については、以下のとおり。
 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、
 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、小規模多機能型居宅介護事業所
- ※ 介護基盤整備に対する支援としては、各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金（平成21年度第一次補正予算により措置）を原資とした小規模（定員29人以下）な施設に対する補助を実施。
 また、広域型（定員30人以上）の施設に対しては、各都道府県、指定都市及び中核市による補助（特別の地方債による地方財政措置を講じている。）が行われている。

「介護基盤の緊急整備」実施状況等について（各都道府県の状況）

(単位：人分)

都道府県名	平成21年度 実績	平成22年度 計画	2か年計
1 北海道	1,130	2,033	3,163
2 青森県	242	470	712
3 岩手県	660	354	1,014
4 宮城県	404	1,594	1,998
5 秋田県	290	562	852
6 山形県	211	772	983
7 福島県	527	1,042	1,569
8 茨城県	1,073	1,443	2,516
9 栃木県	208	934	1,142
10 群馬県	389	678	1,067
11 埼玉県	2,112	3,661	5,773
12 千葉県	615	4,049	4,664
13 東京都	1,714	6,062	7,776
14 神奈川県	3,082	3,783	6,865
15 新潟県	478	797	1,275
16 富山県	108	620	728
17 石川県	9	341	350
18 福井県	164	324	488
19 山梨県	43	327	370
20 長野県	1,077	1,606	2,683

(単位：人分)

都道府県名	平成21年度 実績	平成22年度 計画	2か年計
21 岐阜県	241	1,471	1,712
22 静岡県	223	2,541	2,764
23 愛知県	625	2,901	3,526
24 三重県	318	907	1,225
25 滋賀県	270	723	993
26 京都府	816	956	1,772
27 大阪府	3,134	3,173	6,307
28 兵庫県	158	2,827	2,985
29 奈良県	919	631	1,550
30 和歌山県	111	484	595
31 鳥取県	172	50	222
32 島根県	45	344	389
33 岡山県	590	1,215	1,805
34 広島県	339	1,435	1,774
35 山口県	386	738	1,124
36 徳島県	186	23	209
37 香川県	153	377	530
38 愛媛県	226	653	879
39 高知県	136	796	932
40 福岡県	1,249	2,733	3,982

(単位：人分)

都道府県名	平成21年度 実績	平成22年度 計画	2か年計
41 佐賀県	180	0	180
42 長崎県	438	0	438
43 熊本県	506	1,083	1,589
44 大分県	133	447	580
45 宮崎県	90	342	432
46 鹿児島県	499	1,284	1,783
47 沖縄県	36	481	517
合 計	26,715	60,067	86,782

※ それぞれ整備量には、指定都市及び中核市分を含んで計上している。

施設サービスに対するこれまでの指摘事項の概要

- 大都市民生主管局長会議（平成21年7月）
 - ・ 地域介護・福祉空間施設整備等交付金の市町村交付金については、地方自治体が行う介護サービス基盤の整備における需要見込みを踏まえ、必要かつ十分な財源措置を講ずること。
- 都道府県民生部長連絡協議会（平成21年7月）
 - ・ 地域密着型特養は広域型と比較して経営が脆弱であるため、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の中で計られた補助単価の増額を恒久的なものとする。
- 全国市議会議長会（平成21年7月）、全国市長会（平成21年6月）等
 - ・ サービス基盤整備について、十分な財政措置を講じること。
- 東京都（平成22年6月）
 - ・ 広域型施設についても介護基盤緊急整備等臨時交付金の対象とするとともに、平成23年度までの時限となっている本事業について延長を検討すること。
- 経済同友会（平成22年6月）
 - ・ 重度者に対する介護の社会化をさらに進めるために、一定の数と水準の施設は設置が必要である。しかし、一方で介護保険財政の持続性を確保しなければならないことから、入所対象者はより重度者に限定するべきである。
 - ・ 全国一律の施設・設備基準を基本にしつつも、大都市では需要増加に柔軟に対応できるように、各地域での裁量の余地を設ける。これにより学校や社宅等の介護施設への転用等が促進されるようになれば、施設の建設や運営にかかるコストも抑制可能になる。

介護保険施設の整備方針に関する論点

- 1 できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者本人の選択により、在宅・施設サービスを利用できるようにすべきである。
特別養護老人ホームの入所申込者が42.1万人、そのうち、在宅で要介護4、5の方が6.7万人いる中で、現在進めている施設の緊急整備に加えて、在宅サービスの充実及び高齢者住宅の供給促進を推進する必要があるのではないか。
- 2 介護保険施設の整備、在宅サービスの充実、高齢者の住まいの供給状況は各地域において差異がある。自治体において、今後の高齢化の状況と地域ニーズを把握したうえで、地域の実情に応じた整備をどのように進めていくべきか。
- 3 施設入所者が重度化し、医療ニーズが高まる一方、老老介護など家族の状況も変化する中で、今後、それぞれの施設の入所者像をどのように考えるか。

② ユニット型と多床室の状況について

○ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年3月31日厚労告314号)

- 平成26年度までに
介護保険施設の入所定員中、ユニット型の比率を50%以上
そのうち、特養の入所定員についてユニット型の比率を
70%以上
とすることを目標としている。

○ 長妻大臣国会答弁(平成22年3月31日参議院厚生労働委員会)

厚生労働省としては、特養の入所定員のうち、平成二十六年度で七〇%をユニット型にする目標を掲げております。七〇%を個室にするという目標でありまして、これは推進をしていきたいというふうに考えております。

やはり、御家族がそのお年を召した入所者のところにたくさん訪れる御家族と、御家族が訪問しない方と同じ部屋でありますと、全部それが分かってしまう。あるいは、夜中にそのトイレではなくてそのベッドの横で用を足すときの音がこれは聞こえて、においも出ると。いろいろなそこで暮らすと問題、御苦労があるというふうに考えておりますので、基本的にはユニット型を推進をしていきたいというふうに考えております。

ユニットケアとは

個別ケアを実現するための手法

具体的には・・・

在宅に近い居住環境で、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿い、他人との人間関係を築きながら日常生活を営めるように介護を行う。

その実現のためには

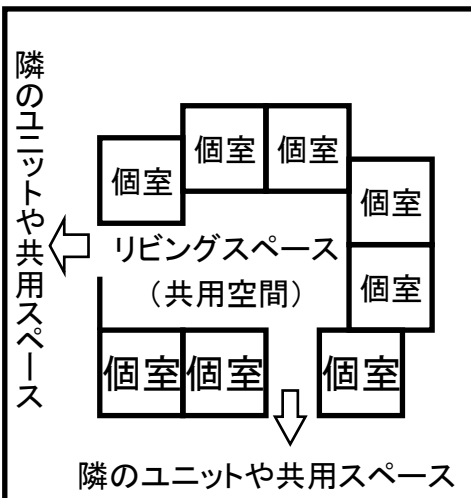
個性や生活のリズムを保つための個室と、ほかの利用者や地域との関係を築くためのリビングやパブリックスペース、などのハード

小グループごとに配置された職員による、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアの提供、というソフト

ユニット型施設の例

ハードウェアとソフトウェア 双方で対応：

- 在宅に近い居住環境
(個室と共用空間)
- ユニットごとに職員を配置
(生活単位と介護単位の一一致)



認知症高齢者ケアにも有効

- 小規模な居住空間
- 家庭的な雰囲気
- なじみの人間関係

- 在宅に近い居住環境
- 入居者一人一人の個性や生活のリズムに沿う
- 他人との人間関係を築く

ユニット型施設の施設数・定員数の年次推移

○ ユニット型施設について、介護老人福祉施設においては、定員の21.2%、老人保健施設においては4.2%がユニット型施設にとどまっている。

各年10月1日

		介護老人福祉施設			介護老人保健施設		
		全施設	ユニット型	割合(%)	全施設	ユニット型	割合(%)
平成15年	施設数	5,084	75	1.5	3,013	143	4.7
	定員数	346,069	4,480	1.3	269,524	—	—
平成16年	施設数	5,291	373	7.0	3,131	233	7.4
	定員数	363,747	17,799	4.9	282,513	—	—
平成17年	施設数	5,535	771	13.9	3,278	238	7.3
	定員数	383,326	39,467	10.3	297,769	—	—
平成18年	施設数	5,716	1,116	19.5	3,391	204	6.0
	定員数	399,352	59,278	14.8	309,346	9,167	3.0
平成19年	施設数	5,892	1,439	24.4	3,435	250	7.3
	定員数	412,807	78,135	18.9	313,894	11,487	3.7
平成20年	施設数	6,015	1,630	27.1	3,500	286	8.2
	定員数	422,703	89,571	21.2	319,052	13,423	4.2

※ユニット型施設数には、一部ユニット型での実施施設も含む。

出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

入所施設・居住施設の概要

			特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設
基本的性格			要介護高齢者のための生活施設	要介護高齢者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設	重医療・要介護高齢者の長期療養施設
定義			65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設	療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設
介護保険法上の類型			介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
主な設置主体			地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 医療法人	地方公共団体 医療法人
居室面積 ・定員数	従来型	1人当たり面積	10.65㎡以上	8㎡以上	6.4㎡以上
		定員数	4人以下	4人以下	4人以下
	ユニット型	1人当たり面積	13.2㎡以上		
		定員数	原則個室（共同生活室が必要）		
医師の配置基準			必要数（非常勤可）	常勤1以上 100:1以上	3以上 48:1以上
介護職員の配置基準			看護・介護 3：1以上 入所者100人の場合、看護3人	看護・介護 3：1以上 （看護2／7）	6：1以上
看護職員の配置基準					6：1以上

低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）の仕組み

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費として給付

負担軽減の対象となる低所得者

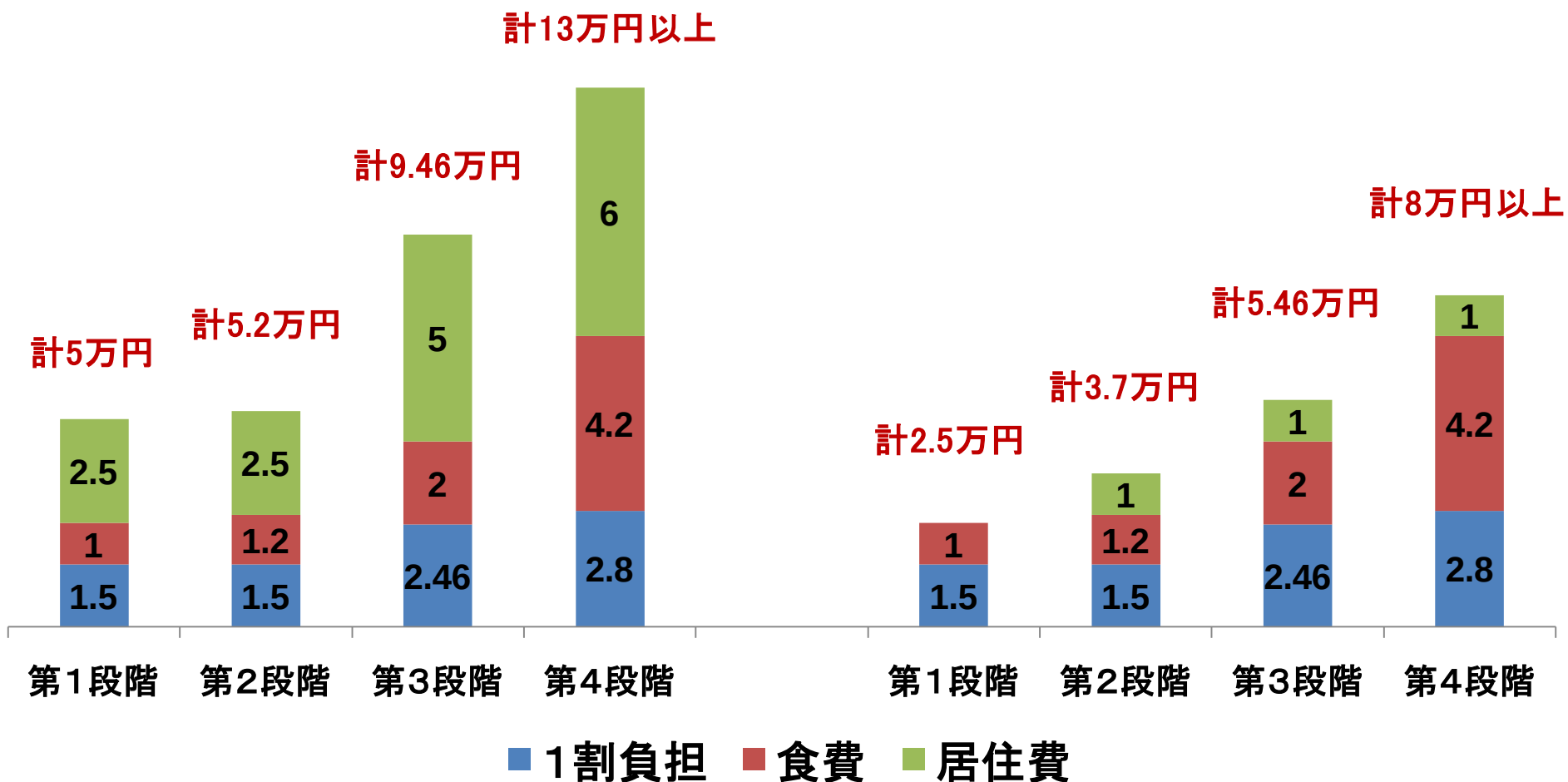
利用者負担段階	対象者の例
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方
第3段階	市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外の方
第4段階	・市町村民税本人非課税者 ・市町村民税本人課税者

			基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額))		
				第1段階	第2段階	第3段階
食費			1,380円 (4.2万円)	320円 (1.0万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)
居住費	多床室		320円 (1.0万円)	0円 (0万円)	320円 (1.0万円)	320円 (1.0万円)
	従来型 個室	特養等	1,150円 (3.5万円)	320円 (1.0万円)	420円 (1.3万円)	820円 (2.5万円)
		老健・療養等	1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型準個室		1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型個室		1,970円 (6.0万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)	1,640円 (5.0万円)

介護保険施設の負担額

ユニット型個室

多床室



* 1割負担は、第1~3段階は高額介護サービス費の負担限度額、第4段階は特養の平均的な利用者負担額。

* 食費、居住費は、第1~3段階は特定入所者介護サービス費(補足給付)の負担限度額、第4段階は特定入所者介護サービス費(補足給付)の基準費用額。

* 実際に施設を利用される際は、上記以外に介護保険料や医療保険料、医療費、日常生活費などが必要となる。

ユニット型施設の居室面積基準引下げについて

○経緯

平成26年度に特別養護老人ホームのユニット型施設割合を70%以上（介護保険施設全体で50%以上）とすることを目指し、ユニット型施設の整備を推進する中で、用地確保の問題や居住費負担の高さの問題が指摘されていることから、居室面積をある程度引き下げても、個室ユニット型施設の整備促進に資するよう、基準の改正を行う。

（参考1）3月31日（水） 参議院厚生労働委員会での長妻大臣答弁より

「ついの住みかの側面もある施設で、大部屋ですうっとそこでお暮らしになるということが果たしていろいろな意味で適切なのかどうかということは私も疑問があるところでありまして、厚生労働省としては、特養の入所定員のうち、平成26年度で70%をユニット型にすると目標を掲げております。70%を個室にするという目標でありまして、これは推進をしていきたいというふうに考えております。」

（参考2）4月16日（金） 長妻大臣閣議後記者会見より

「特養のユニット型、いわゆる個室型なのですが、それを我々としては平成26年度で全入所者の70%をユニット型、つまり個室にしようと、そういう目標を掲げております。その一方で土地が仲々ないとか、相部屋の方が多くの方が入居出来るのではないのかという指摘もありましたので、審議会で検討していただきます。このユニット型を基本としたいわけですが、広さを相部屋一人当たりのスペースとほぼ同じスペースにさせていただこうということで、自己負担も下がるし建設も定員を確保しやすくなるのではないかと、そういう考えのもと、そういう対応をしようということで審議会にお願いをしたいということでもあります。」

ユニット型施設の居室面積基準引下げについて

○改正内容

各施設の基準省令において、ユニット型施設の居室面積基準について
現行基準 個室13.2㎡以上を標準 ⇒ 改正案 個室10.65㎡以上

※ただし、補足給付の対象となる市町村民税世帯非課税以下の入所者の利用料の減額については、次期介護報酬改定において、居住費に対する負担限度額及び基準費用額の見直しが必要。

○対象施設

- ・特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

※短期入所生活介護(ショートステイ)及び短期入所療養介護についてもユニット型という類型は設けられているが、短期入所生活介護については従来から居室面積基準は13.2㎡ではなく10.65㎡であり、短期入所療養介護については単独での面積基準がないことから、今回の省令改正の対象外。

○今後の日程

- ・介護給付費分科会の答申を受け、パブリックコメントを実施(答申の日から約1カ月間)
- ・パブリックコメント終了後に公布、同日施行

従来型と個室ユニット型が混合した特別養護老人ホーム等の指定状況①

平成15年4月1日(介護老人保健施設については平成17年10月1日)以降に新設された従来型とユニット型の混合施設の指定(改修、改築又は増築を除く。)を行った事例があるかどうかについて、都道府県調査を実施した結果を集計。

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	計
該当あり	4団体 (9件)	9団体 (26件)	11団体 (35件)
内 訳	群馬県 1件 埼玉県 6件 広島県 1件 佐賀県 1件	茨城県 5件 埼玉県 9件 東京都 3件 新潟県 1件 静岡県 2件 島根県 1件 広島県 1件 香川県 1件 大分県 3件	茨城県 5件 群馬県 1件 埼玉県 15件 東京都 3件 新潟県 1件 静岡県 2件 島根県 1件 広島県 2件 香川県 1件 佐賀県 1件 大分県 3件

従来型と個室ユニット型が混合した特別養護老人ホーム等の指定状況②

○定員全体に占めるユニット型個室の割合

特別養護老人ホーム	67.3%
介護老人保健施設	41.4%
全 体	48.0%

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、
 ・平成26年度の特別養護老人ホームの入所定員中、ユニット型の比率を70%以上
 ・平成26年度の介護保険3施設の入所定員中、ユニット型の比率を50%以上
 を目標として設定

＜平均在所日数＞

「介護サービス施設・事業所調査」(平成19年9月中の退所者等について)

- ・特別養護老人ホーム 1,465.1日
- ・介護老人保健施設 277.6日

○個室ユニット型の介護・看護職員配置の状況 (職員一人当たりの入所者数)

特別養護老人ホーム	1.95人
介護老人保健施設	2.02人
全 体	2.00人

＜全国平均＞ 「平成20年度 介護事業経営実態調査結果」

- ・特別養護老人ホーム 従来型 (2.4人) ユニット型 (2.0人)

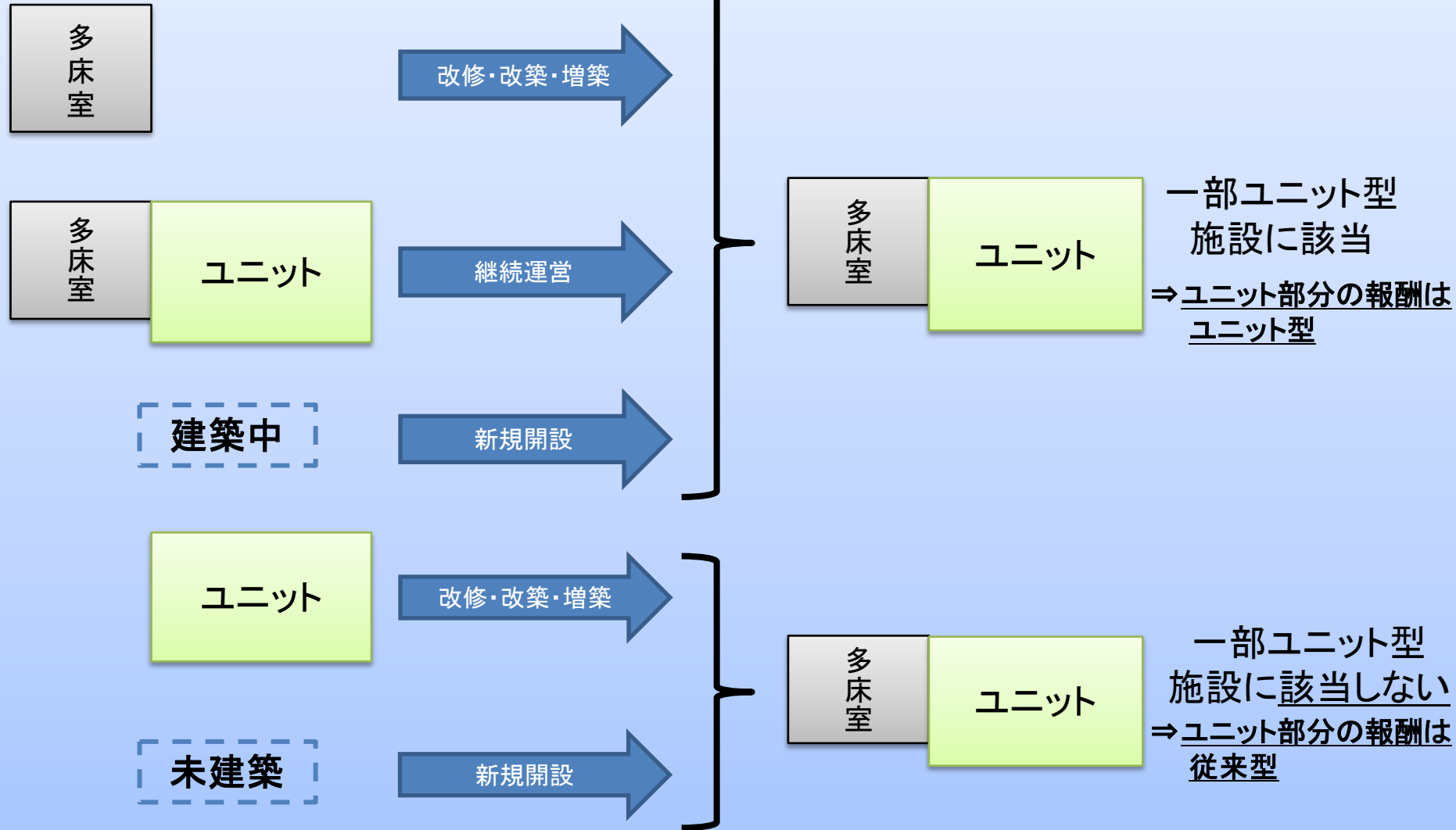
○指定年度

特別養護老人ホーム	
平成18年度	1件
平成19年度	1件
平成20年度	4件
平成21年度	2件
平成22年度	1件
介護老人保健施設	
平成18年度	3件
平成19年度	7件
平成20年度	5件
平成21年度	7件
平成22年度	4件

一部ユニット型施設に該当する施設

H15. 4. 1現在
(老健はH17. 10. 1現在)

H15. 4. 2以降
(老健はH17. 10. 2以降)



ユニット型個室と多床室に対するこれまでの指摘事項の概要

- 九都市首脳会議(平成22年5月)
 - ・ 待機者解消や低所得者負担軽減、高齢者の多様なニーズへの対応のために、多床室とユニット型個室との合築を認めるなど地方の実情に応じた柔軟な施設整備が行えるようにすること。
- 関東地方知事会(平成22年6月)
 - ・ 待機者解消や低所得者の負担軽減、高齢者の多様なニーズへの対応のため、特別養護老人ホームの従来型整備や一部ユニット型整備について地方の判断による柔軟な対応を可能とすること。
 - ・ 従来型とユニット型を併設した特別養護老人ホームにおける介護報酬について、一部ユニット型施設としてユニット型部分についてはユニットケアを評価した報酬とすること。
- 高齢社会をよくする女性の会(平成22年4月)
 - ・ すべての介護施設で、一人当たり居住空間を住生活基本法に定める25㎡に。
特別養護老人ホームの多床化等は時代に逆行。高齢者の人権として終の棲家の確立が必要。
- 特養をよくする特養の会(平成22年6月)
 - ・ 個人の尊厳を守るためにも、今後、整備する特養の居室については、原則個室という路線を断固堅持してください。
 - ・ 今後も一部ユニット型の特養を新設する場合に、ユニット部分に対してユニット型個室の報酬を出さないよう、現行の取扱の変更を行わないでください。
 - ・ 補足給付のあり方を再検討し、横浜市が実施しているような、居住費への公費補助の新設など、低所得者もユニット型個室に入居できるような制度改革を検討してください。
- 地域ケア政策ネットワーク
 - ・ 私たちは、これからの介護施設は「生活の場」と位置づけ、個室・ユニットが当然であることを宣言し、すべての関係機関が個室・ユニットの完全実施に取り組むように強く求めます。
 - ・ 私たちは、待機者解消や居住費の問題を理由に多床室や合築での施設整備という歴史の後戻りを認めることはできません。
- 地域包括ケア研究会報告書(平成22年4月)
 - ・ 利用者の尊厳の確保や自立支援の観点から個室ユニットを原則とすることを改めて基本方針として打ち出し、建て替え時に個室ユニット化・サテライト化を推進する。

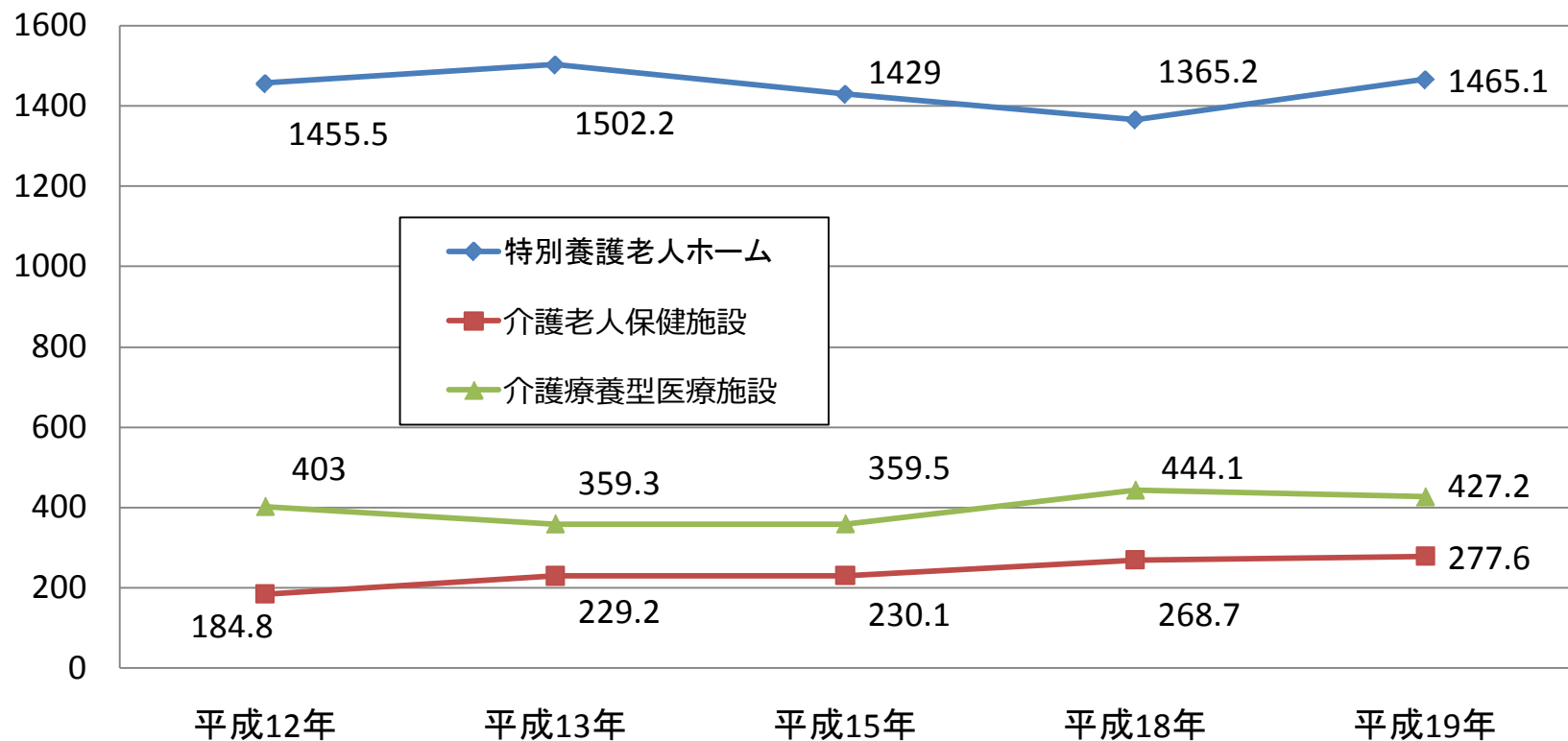
ユニット型個室と多床室に関する論点

- 1 国として、原則ユニット型施設を基本に整備を進める方針を再確認した上で、ユニット型個室の支援策についてどのように考えるか。
- 2 ユニット型個室の補足給付のあり方についてどう考えるか。

③ 施設類型の在り方

介護保険施設の平均在所日数

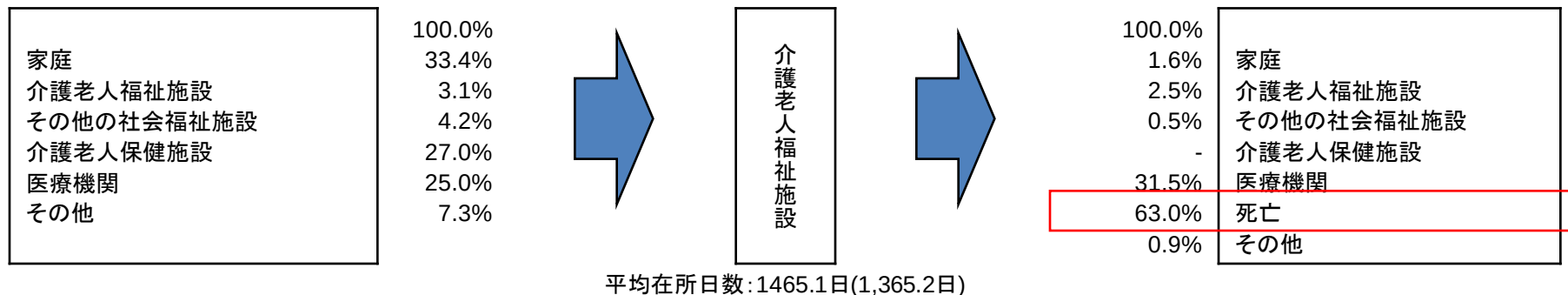
- 介護老人保健施設の平均在所日数は徐々に増加している。
特別養護老人ホーム、介護療養型医療施設は変動はあるものの横ばいである。



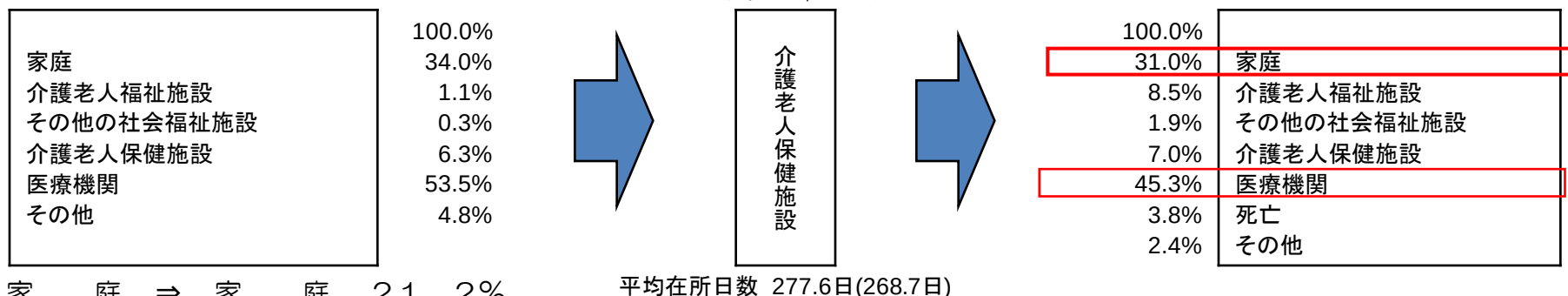
介護サービス施設・事業所調査において、平均在所日数の調査が行われた年度を記載。
出典:介護サービス施設・事業所調査

介護施設における入・退所者の状況

(退所者数: 3,621人)

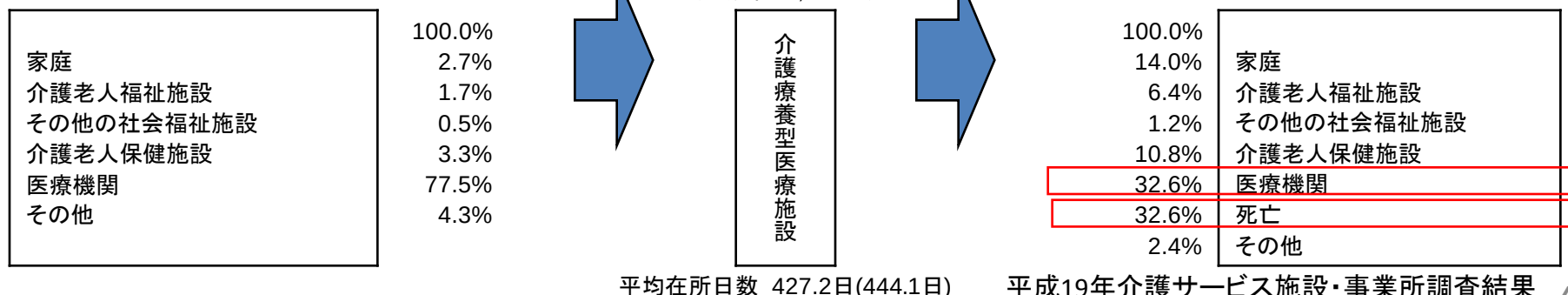


(退所者: 16,358人)



家庭 ⇒ 家庭 21.2%
 医療機関 ⇒ 医療機関 32.3%
 家庭 ⇒ 医療機関 8.0%

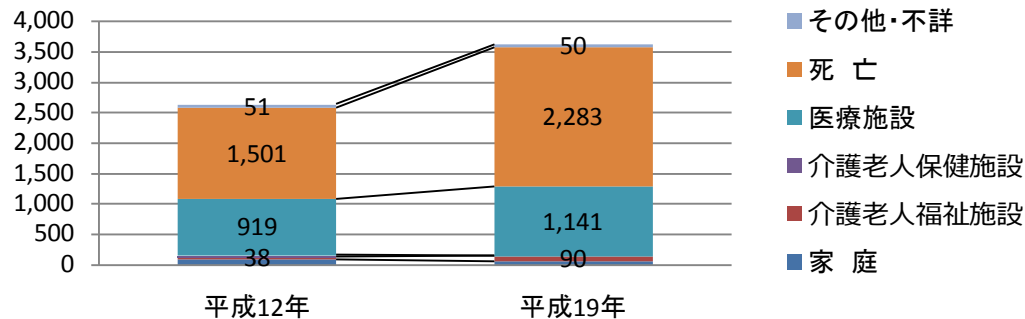
(退所者: 4,290人)



特養・老健の退所者の行き先

- 特養では、死亡による「退所」が57%から63%に増加。医療施設への退所がやや減少。
- 老健では、在宅復帰の比率が45%から31%に減少。一方、医療施設への退所が約7%増、死亡が約2%増となっており、特養・老健への退所は微増。

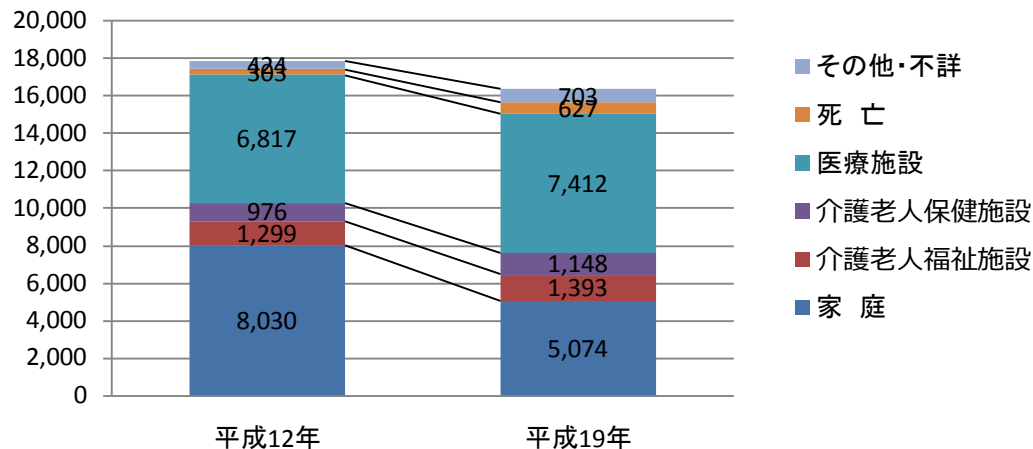
特別養護老人ホーム 退所者



	平成12年		平成19年	
家庭	95	3.6%	56	1.5%
特養	38	1.4%	90	2.5%
老健	30	1.1%	0	0.0%
医療施設	919	34.9%	1,141	31.5%
死亡	1,501	57.0%	2,283	63.1%
その他	51	1.9%	50	1.4%
計	2,632	100.0%	3,621	100.0%

特養入所定員 H12: 298,912人 → H19: 412,807人

介護老人保健施設 退所者



	平成12年		平成19年	
家庭	8,030	45.0%	5,074	31.0%
特養	1,299	7.3%	1,393	8.5%
老健	976	5.5%	1,148	7.0%
医療施設	6,817	38.2%	7,412	45.3%
死亡	303	1.7%	627	3.8%
その他	424	2.4%	703	4.3%
計	17,849	100.0%	16,358	100.0%

老健入所定員 H12: 233,536人 → H19: 313,894人

介護施設における認知症の入所状況

※介護施設においては、「認知症高齢者の日常生活自立度」ランクⅡ以上の入所者が8割以上いる。

※施設入所者のうち、主な主傷病が認知症(アルツハイマー病)である者は、入所者の10%以下。

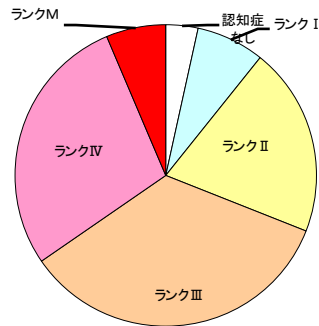
(出典: H18介護サービス施設・事業所調査)

介護老人福祉施設
(在所者数: 392,547人)

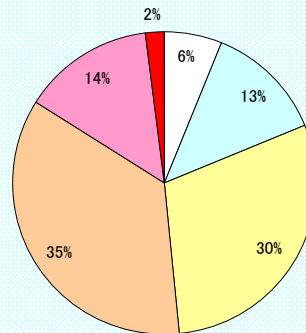
介護老人保健施設
(在所者数: 280,589人)

介護療養型医療施設
(在所者数: 111,099人)

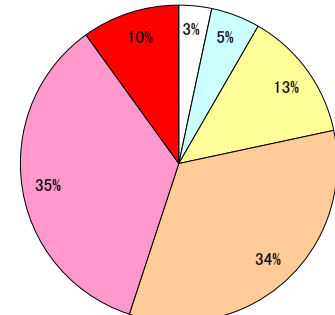
入所者の「認知症高齢者の日常生活自立度」分布



ランクⅡ以上: 88.9%

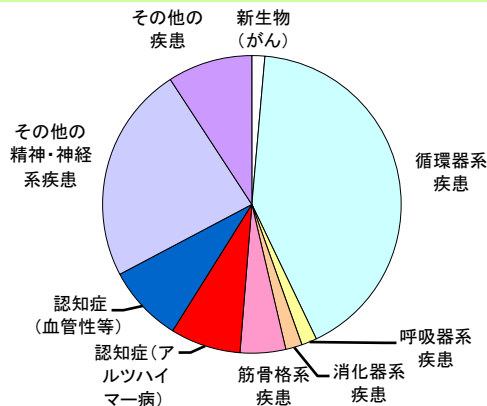


ランクⅡ以上: 80.9%

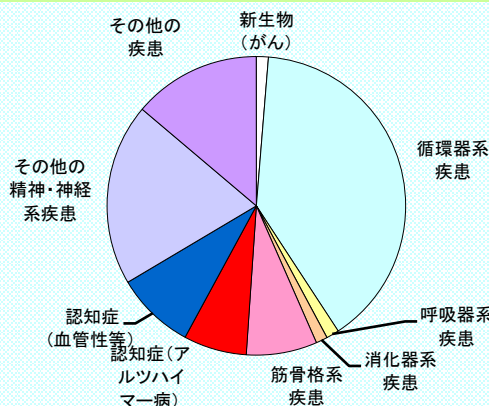


ランクⅡ以上: 89.9%

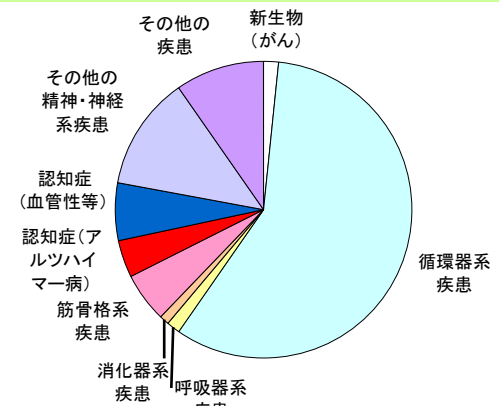
入所者の主な傷病名



アルツハイマー型認知症: 7.5%
血管性認知症等: 8.4%



アルツハイマー型認知症: 6.8%
血管性認知症等: 8.6%



アルツハイマー型認知症: 4.1%
血管性認知症等: 6.3%

特別養護老人ホームにおける医療ニーズ

特別養護老人ホーム入所者のうち、5.3%はたんの吸引を必要とし、9.9%は胃ろう・経鼻経管栄養を必要としていると考えられる。

特別養護老人ホーム在所者の施設内での処置の実施率(2,946施設中)
入所者全体に対する医療処置別の処置を受けた入所者(延べ人数)の割合

回答のあった2946施設中
N=200,644(人数)

処置		割合(%)	処置	割合(%)
吸引	咽頭手前までの 口腔内 *4.4%	5.3	創傷処置	4.6
	鼻腔 *2.6%		浣腸	3.7
	咽頭より奥又は 気切 *1.6%		摘便	3.7
			じよく瘡の処置(Ⅰ度・Ⅱ度)	2.7
胃ろう・経鼻経管 栄養	胃ろうによる栄 養管理 7.7%	9.9	膀胱(留置)カテーテルの管理	2.7
	経鼻経管栄養 2.2%		インスリン注射	1.3
服薬管理(麻薬の管理を除く)		74.6	疼痛管理(麻薬の使用なし)	1.1

※この表は入所者全体に対して実施された入所者の割合が1%以上の医療的ケアを抜粋

*:吸引の実施部位間での重複がある

資料出所) (株)三菱総合研究所「特別養護老人ホーム利用者の医療ニーズへの対応のあり方に関する調査研究」

(参考) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の数:6,167

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の入所者数:43.6万人

※ いずれも、介護給付費実態調査月報(平成22年4月審査分)より

介護老人保健施設における医療ニーズ

介護老人保健施設入所者のうち、3.0%はたんの吸引を必要とし、6.8%は胃ろう・経管栄養を必要としていると考えられる。

入所者全体に対する医療処置別の処置を受けた入所者(延べ人数)の割合

N=285,265(人数)

処置		割合(%)	処置	割合(%)
喀痰吸引		3.0	点滴	3.3
			疼痛管理	2.7
胃ろう・経管栄養	胃ろう 4.0%	6.8	膀胱カテーテル	2.5
	経管栄養 2.8%		じょく瘡の処置(Ⅲ度以上)	1.0
服薬		82.7	酸素療法	0.8

※この表は入所者全体に対して実施された入所者の割合が1%以上の医療的ケアを抜粋(「その他」は除く)

資料出所)厚生労働省「平成19年介護サービス施設・事業所調査」

(参考) 介護老人保健施設の数:3,671

介護老人保健施設の入所者数:32.9万人

※ いずれも、介護給付費実態調査月報(平成22年4月審査分)より

介護療養型医療施設における医療ニーズ

介護療養型医療施設入所者のうち、18.3%の者はたんの吸引を必要とし、38.3%の者は胃ろう・経管栄養を必要としている。

入所者全体に対する医療処置別の処置を受けた入所者(延べ人数)の割合

処置		割合(%)	処置	割合(%)
喀痰吸引		18.3	点滴	8.9
			膀胱カテーテル	8.1
胃ろう・ 経管栄養	胃ろう 18.5%	38.3	酸素療法	3.0
	経管栄養 19.8%		じょく瘡の処置(Ⅲ度以上)	2.9
			ネブライザー	2.7
服薬		87.2	疼痛管理	2.1
			気管切開	1.5

資料出所)厚生労働省「平成19年介護サービス施設・事業所調査」

(参考) 介護療養型医療施設の数:2,106

介護療養型医療施設の入所者数:9.5万人

※ いずれも、介護給付費実態調査月報(平成21年5月審査分)より

「特別養護老人ホームにおける医療的ケアに関する実態調査」の概要

1. 調査期間、回答数

平成20年9月～10月にかけて、特別養護老人ホーム6,083施設に調査票を送付し、3,370施設(55.4%)から有効回答を得た。

2. 回答施設の概要(1施設あたり)

入所定員数 69.3人(入所者数 68.2人) 平均要介護度 3.84

医師常勤換算数 0.23人 看護師常勤換算数 2.35人 准看護師常勤換算数 2.37人

介護福祉士常勤換算数 16.0人 介護福祉士以外の介護職員常勤換算数 15.2人

看護職員の体制について

○看護職員が勤務している時間帯別の施設数(3,323施設中) ※注:時間帯の半分以上を勤務している場合に回答

6:00～8:59…1,175施設(35.4%)、9:00～16:59…3,316施設(99.8%)、17:00～19:59…1,870施設(56.3%)、

20:00～21:59…112施設(3.4%)、22:00～5:59…87施設(2.6%)

○夜間の体制(3,327施設中)

必ず夜勤の看護職員がいる…55施設(1.7%)、必ず宿直の看護職員がいる…19施設(0.6%)

看護職員がいる時間とない時間がある…187施設(5.6%)

看護職員が状態に応じて勤務することがある…359施設(10.8%)

オンコールで対応する…2,525施設(75.9%)

特に対応していない…127施設(3.8%)、その他…55施設(1.7%)

3. 結果の概要

1)実施頻度の高い医療的ケアは、「服薬管理(麻薬の管理を除く)」74.6%、「経鼻経管栄養及び胃ろうによる栄養管理」9.9%、「吸引」5.3%、「創傷処置」4.6%、「浣腸」3.7%、「排便」3.7%となっている(複数回答)。

2)処置の実施頻度の高い処置の中で、夜間(22:00～5:59)に実施される人数が多い処置は、服薬管理(麻薬の管理を除く)、胃ろうによる栄養管理、吸引(咽頭手前までの口腔内)・(鼻腔)・(咽頭より奥又は気管切開)である。

3)吸引について

・吸引が必要な入所者のうち、「咽頭手前までの口腔内」の実施人数の割合は、87.0%、「鼻腔」は51.8%、「咽頭より奥・気管切開」は31.1%である。

・実施時間は、6時～8時、11時～12時、16時～18時と食事前の時間で増加傾向にあり、22:00～5:59においては、全回数の2割が実施されている。

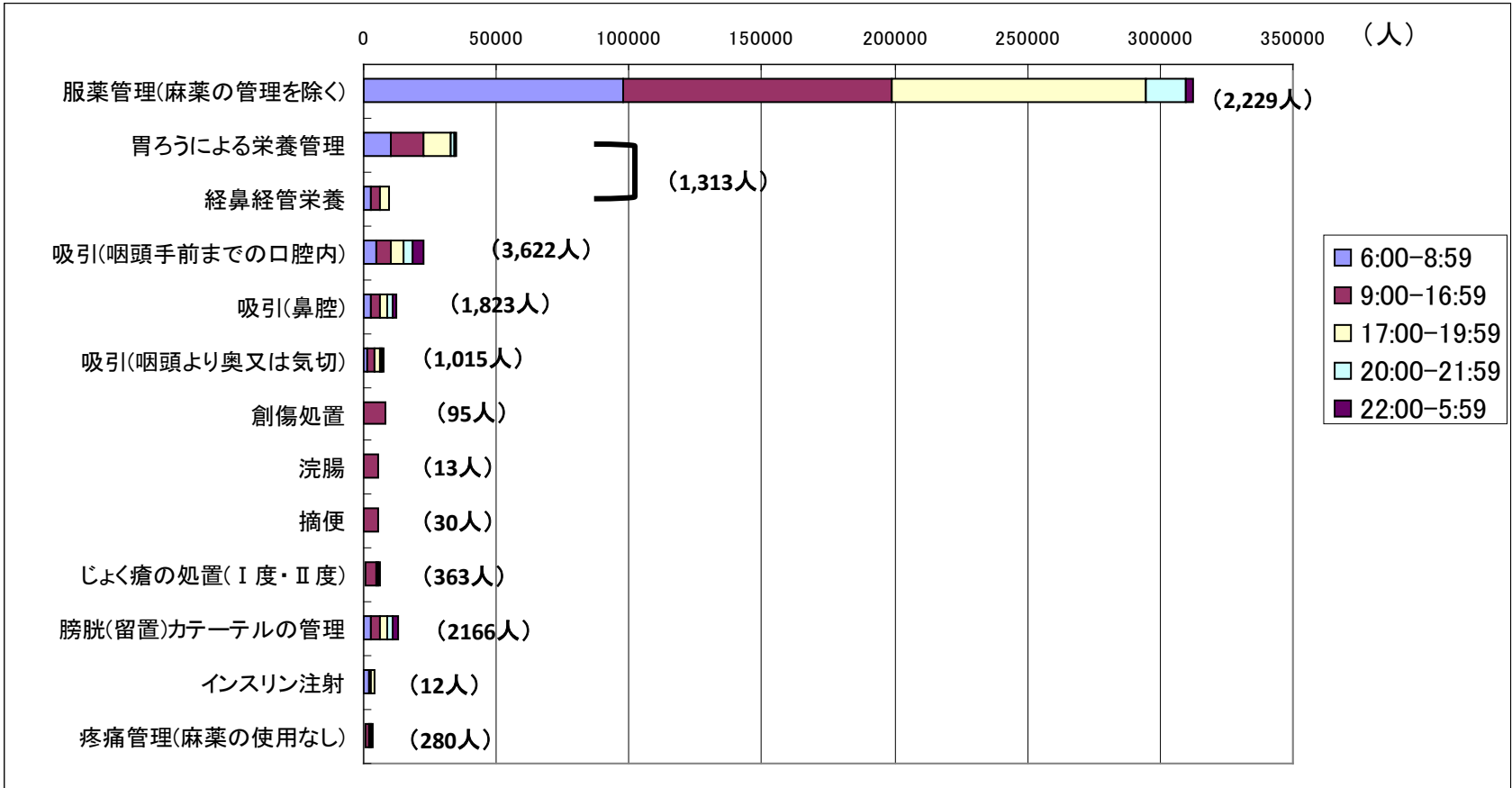
4)経管栄養について

・胃ろうによる栄養管理・経鼻経管栄養の実施回数は3回／日が最も多い(95%)。

・実施時間では、9:00～16:59の日勤帯で70%以上実施され、20:00～5:59の時間帯では10%以下で実施頻度が低い。

○ 特別養護老人ホーム入所者への処置の状況時間ごとの処置の実施者数及び頻度

- 処置の実施頻度の高い処置の中で、夜間（22:00～5:59）に多く実施される処置は、服薬管理（麻薬の管理を除く）、胃ろうによる栄養管理、吸引（咽頭手前までの口腔内・鼻腔・咽頭より奥又は気管切開）である。
- 吸引（咽頭手前までの口腔内・鼻腔・咽頭より奥又は気管切開）については夜間（22:00～5:59）に実施される割合が高い。



※実施人数は延べ人数
※()内は、22:00-5:59の間の実施人数

介護報酬における医療、介護サービス評価について

		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	特定施設 (有料老人ホーム)	認知症対応型共同生 活介護 (グループホーム)	
(要介護度3～5) 基本サービス費単位数 及び積算費用		792単位 (933単位) ○ 健康管理 ○ 機能訓練 ○ 管理経費 ○ 人件費 ○ 社会生活上の 便宜費用	915単位 (1,022単位) ○ 投薬等の基本的 な医療 ○ 管理経費 ○ 人件費	1, 142単位 (1, 334単位) ○ 検査、投薬、注射、 一部の処置、医学 管理の費用 ○ 管理経費 ○ 人件費	711単位 (851単位) ○ 健康管理 ○ 機能訓練 ○ 管理経費 ○ 人件費	865単位 (900単位) ○ 人件費 ○ 管理経費 ○ 社会生活上の便 宜費用	
	医療サービス	外付	・一部の医学管理 ・検査、投薬、注射 ・処置、手術	・一部の検査、投薬、 注射 ・一部の処置、手術	・専門的な投薬、注射 ・一部の処置、手術	・医学管理(在宅末期医 療総合診療料を除く) ・検査、投薬、注射 ・処置、手術	・医学管理 ・検査、投薬、注射 ・処置、手術
		内付	・一部の医学管理	・一部の検査、投薬、 注射 ・一部の処置、手術	・基本的な検査、投薬、 注射 ・一部の処置	—	—
人員配置	医師	必要数	100:1 (常勤1以上)	3人以上 (48:1以上)	—	—	
	看護職員	0～30:1以上 31～50:2以上 51～130:3以上 131以上:3+50:1	3:1で看護・介護職 員を配置(うち7分の 2程度を標準)	6:1以上	50:1 (1以上)	—	
	介護職員	看護・介護職員を3:1 以上で配置	看護・介護職員を3: 1以上で配置(うち7 分の5程度を標準)	6:1以上	看護・介護職員を3:1 以上で配置(1以上)	3:1以上 (夜間1人以上)	
設備		・医務室 ・機能訓練室	・診察室 ・機能訓練室	・診察室 ・機能訓練室	・機能訓練室	—	
積床面		10.65㎡以上(13.2㎡)	8.0㎡以上	6.4㎡以上	介護を行える 『適当な広さ』	7.43㎡以上	

54

特別養護老人ホームの配置医師の状況について

特別養護老人ホームにおける配置医師のほとんどが非常勤の嘱託医。
配置医師のうち、勤務日数については7割が10日未満。

特別養護老人ホームの配置医師の契約状況

	施設数	常勤医	嘱託医 (非常勤)	医療機関と の契約	無回答
特別養護老人ホーム	1931	65	1764	1083	25
	100.0%	3.4%	91.4%	56.1%	1.3%

特別養護老人ホームにおける配置医師の勤務状況(平成21年11月中)

○ 配置医師の勤務延べ日数(平成21年11月中)

	施設数	3日未満	3～5日 未満	5～10日 未満	10日以上	無回答
特別養護老人ホーム	1931	42	489	804	459	137
	100.0%	2.2%	25.3%	41.6%	23.8%	7.1%

平均 8.53日

出典:介護施設における医療提供に関する調査研究

○ 配置医、施設の医師による定期的な診察回数は、1か月のうち3回未満である割合が特別養護老人ホームでは6割、老人保健施設では約5割である。

		人数計	0回	2回未満	2～3未満	3回以上	無回答	平均値 (単位＝ 回)	施設に医 師の勤務 なし
定期的な 診察	合計	16046	1872 11.7%	4449 27.7%	2552 15.9%	6187 38.6%	986 6.1%	3.15	—
	特別養護老人ホーム	6002	740 12.3%	1792 29.9%	1123 18.7%	2114 35.2%	233 3.9%	2.62	—
	老人保健施設	9990	1106 11.1%	2651 26.5%	1415 14.2%	4066 40.7%	752 7.5%	3.49	—
	有料老人ホーム	54	26 48.1%	6 11.1%	14 25.9%	7 13.0%	1 1.9%	1.32	1381
定期的で はない診 察：日中	合計	16046	11610 72.4%	1500 9.3%	781 4.9%	1169 7.3%	986 6.1%	0.74	—
	特別養護老人ホーム	6002	5104 85.0%	354 5.9%	125 2.1%	186 3.1%	233 3.9%	0.26	—
	老人保健施設	9990	6473 64.8%	1145 11.5%	649 6.5%	971 9.7%	752 7.5%	1.03	—
	有料老人ホーム	54	33 61.1%	1 1.9%	7 13.0%	12 22.2%	1 1.9%	1.77	1381
定期的で はない診 察：夜間・ 休日	合計	16046	14952 93.2%	82 0.5%	16 0.1%	10 0.1%	986 6.1%	0.01	—
	特別養護老人ホーム	6002	5754 95.9%	11 0.2%	3 0.0%	1 0.0%	233 3.9%	0	—
	老人保健施設	9990	9145 91.5%	71 0.7%	13 0.1%	9 0.1%	752 7.5%	0.01	—
	有料老人ホーム	54	53 98.1%	—	—	—	1 1.9%	0	1381

※通院、往診・訪問診療は内科系・内科系以外は問わない。

※有料老人ホームは「施設に医師が勤務している施設」のみ集計

出典：介護施設における医療提供に関する調査研究

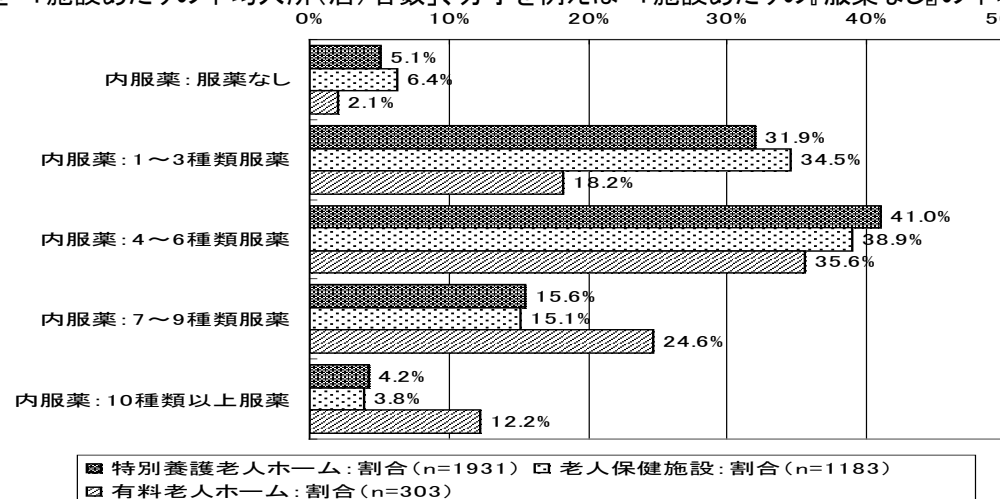
入所（居）者の服薬割合

- 特別養護老人ホーム、老人保健施設においては、1種類以上の服薬を行っている入所（居）者は約9割いる。また、医師配置義務のない有料老人ホームにおいては、7種類以上の服薬を行っている入所（居）者が36%おり、特養や老健と比べ、その割合が多い。

		平 均 値(単位:人)			割 合(単位:%)		
		特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	老 人 保 健 施 設	有 料 老 人 ホ ー ム	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	老 人 保 健 施 設	有 料 老 人 ホ ー ム
特別養護老人ホーム [1,931施設] 老人保健施設 [1,183施設] 有料老人ホーム [303施設]							
入所（居）者数		69.30	83.09	52.83	100.0%	100.0%	100.0%
内服薬	服薬なし	3.57	5.30	1.10	5.1%	6.4%	2.1%
	1～3種類服薬	22.13	28.68	9.64	31.9%	34.5%	18.2%
	4～6種類服薬	28.42	32.30	18.82	41.0%	38.9%	35.6%
	7～9種類服薬	10.78	12.53	12.99	15.6%	15.1%	24.6%
	10種類以上服薬	2.91	3.19	6.46	4.2%	3.8%	12.2%
注射	注射あり	1.61	2.11	1.85	2.3%	2.5%	3.5%
外用薬	外用薬あり	25.97	26.36	25.32	37.5%	31.7%	47.9%

注)「平均値」は1施設あたりの平均人数である。

「割合」は、分母を「1施設あたりの平均入所（居）者数」、分子を例えば「1施設あたりの『服薬なし』の平均人数」として算出している。



施設類型のあり方に対するこれまでの指摘事項の概要

- 地域包括ケア研究会報告書（平成22年4月）
 - ・ 施設の類型によらず、実際に果たしている機能に着目して評価することを選択できる仕組みを導入する。
 - ・ 施設類型によって医療サービスが制限されることのないよう、利用者の医療ニーズに応じて外部からの的確に医療サービスが提供されるようにする。
- 高齢社会をよくする女性の会（平成22年4月）
 - ・ 施設での人員配置基準の見直しを。入居者は重介護化しているのに、介護職員配置は昔のまま。コンクリートから人へ、の「人」はまさにここにあり。

施設類型のあり方に関する論点

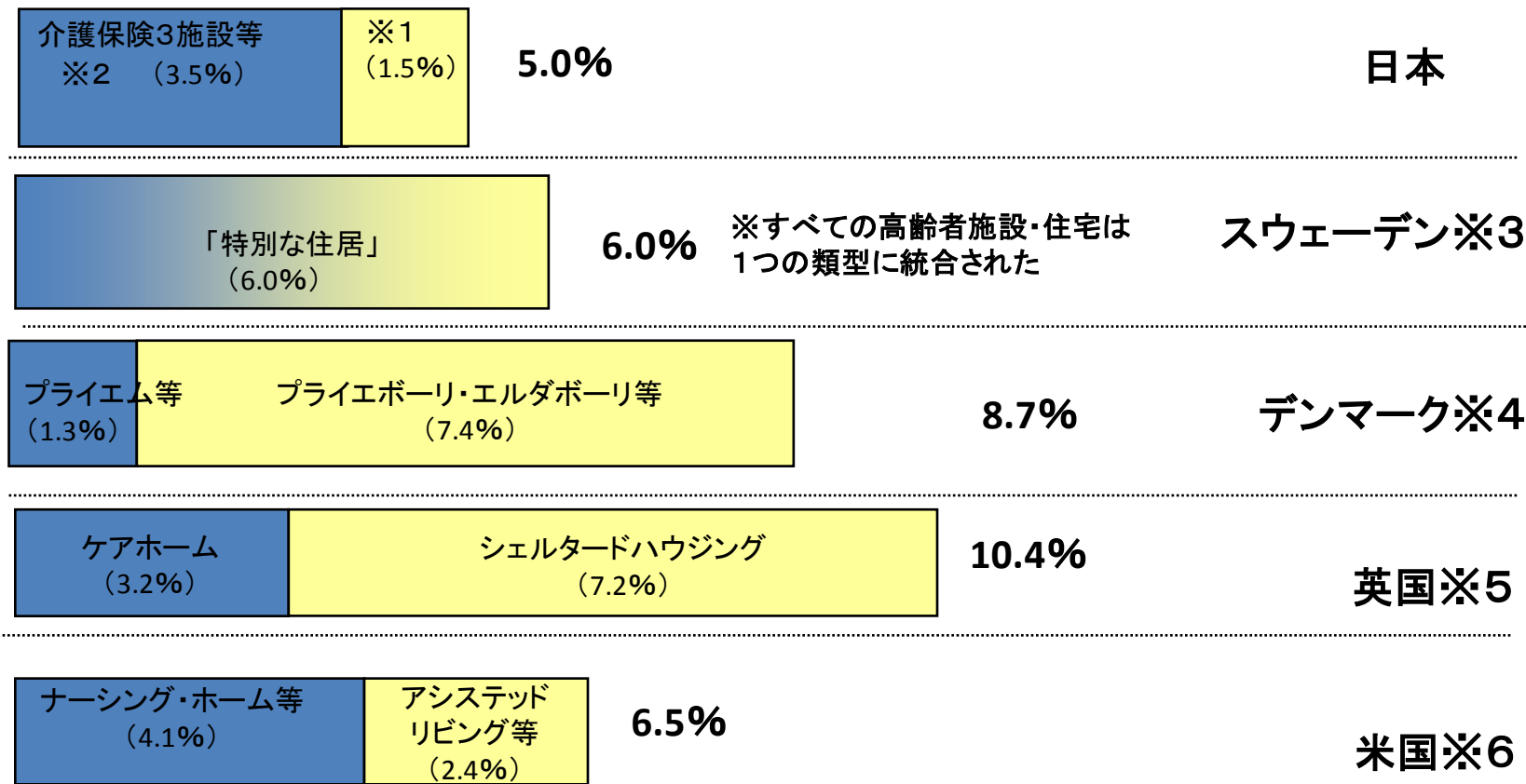
- 1 特別養護老人ホームへの入所申込者の増加等もあり、老人保健施設の入所期間が長期化し、機能が特養化しているとの指摘がある中で、本来のリハビリなどの在宅復帰支援機能が十分に果たされなくなっているのではないかな。
- 2 現行制度では、介護保険施設類型によって、医療サービス等が規定され、外部からのサービス提供に制約があるが、入居者の状態像の変化に合わせて、柔軟に医療サービス等を提供できるようにすべきではないかな。
- 3 施設における医療サービスについては、職員配置の実態を踏まえた上で内付けで行うべきものか、外付けで行うことが可能なものか、再整理が必要ではないかな。例えば、特養における医師配置については実態を踏まえ、医師の必置規制を緩和し、配置医師がいない場合には、外部のかかりつけ医の診療を認めることとしてはどうか。

(2) 有料老人ホーム及び生活支援付き 高齢者住宅の在り方

各国の介護施設・高齢者住宅の状況

日本は、各国と比較して、全高齢者における高齢者住宅の整備割合が低い。

全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合(2008)



※1 シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅及び高齢者専用賃貸住宅(ともに国土交通省調べ)、有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(平成20年社会福祉施設等調査)

※2 介護保険3施設及びグループホーム(平成20年介護サービス・事業所調査)

※3 Statiska Centralbyrån, "Statistisk Årsbok för Sverige 2010"

※4 Danmarks Statistik, "StatBank Denmark"

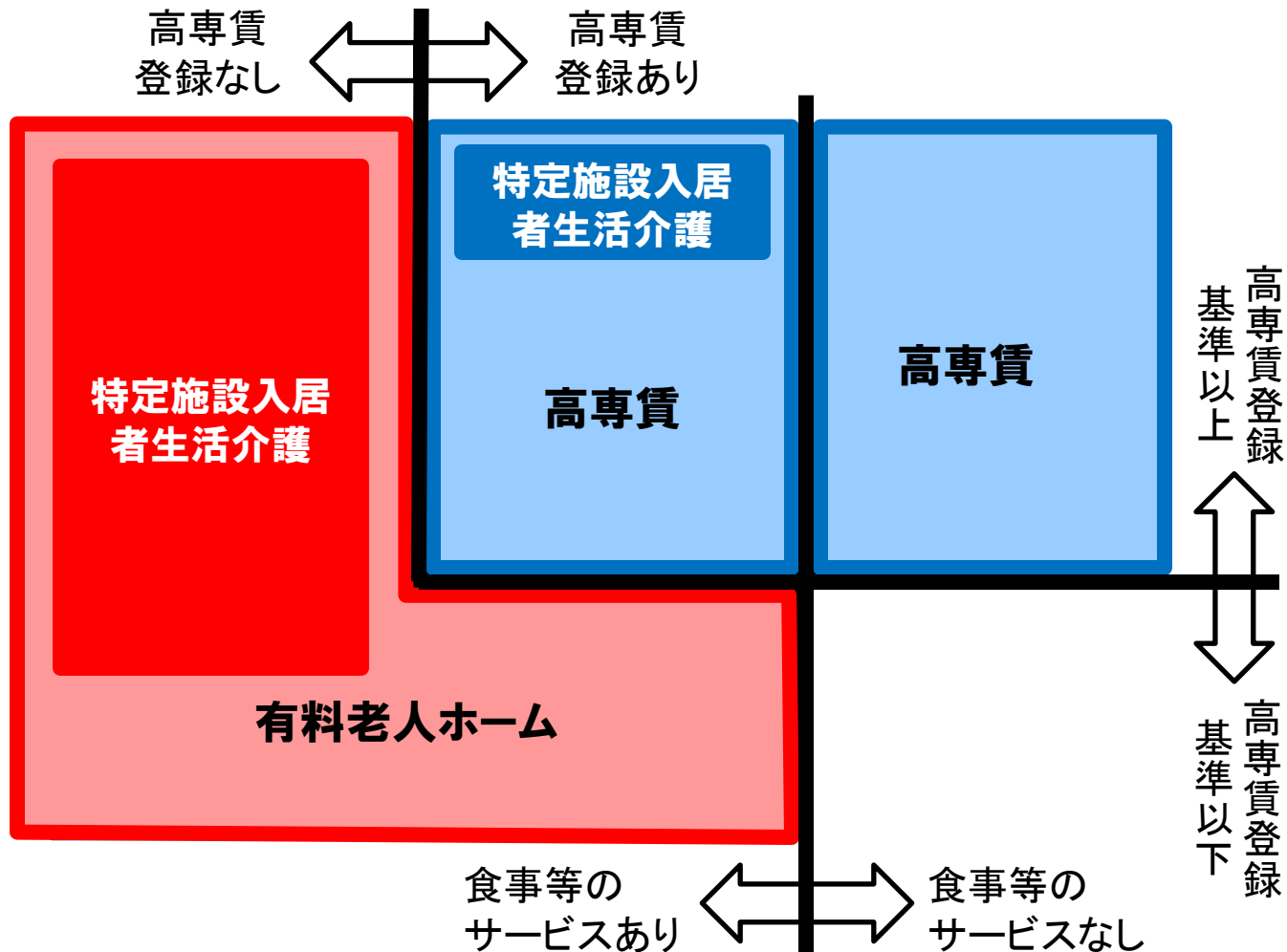
※5 Laing and Buisson, "Care of Elderly People UK Market Survey 2009" 及びAge Concern, "Older people in the United Kingdom February 2010"から推計

※6 Administration on Aging U.S. Department of Health and Human Services, "A Profile of Older Americans: 2009"

有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅の比較

	有料老人ホーム	高齢者専用賃貸住宅
法律	老人福祉法	高齢者居住安定確保法施行規則
定義	高齢者を入居させ、食事の提供、介護の提供、洗濯掃除等の家事、健康管理のうちいずれかのサービスを提供しているもの	一定基準を満たし都道府県知事へ登録されたもののうち、専ら高齢者の単身・夫婦世帯を賃借人とする賃貸住宅について、住宅の戸数・規模や提供されるサービスに関する事項を開示し情報提供を行うもの
設備要件	提供するサービス内容に応じて設置 ・一般居室(個室)又は介護居室(個室で13㎡以上)、 ・一時介護室・医務室(又は健康管理室)・機能訓練室 ・談話室(又は応接室)・食堂・浴室・便所・洗面設備・事務室 ・宿直室・洗濯室・汚物処理室・職員室・健康、生きがい施設 ・廊下幅 ・1.4m(中廊下1.8m) ※すべての介護居室(1室当たり18㎡以上)で、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合 ・1.8m(中廊下2.7m) ※上記以外の場合	・各戸の床面積が原則として25㎡以上であること (居間、食堂、台所等高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあたっては18㎡以上) ・原則として各戸に台所、便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えていること (共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えた場合は、各戸が水洗便所と洗面設備を備えていれば可) ※ 高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあっては、当該高齢者居住安定確保計画で定める基準とすることができる。
人員基準	入居者の数及び提供するサービスの内容に応じて適宜配置 ・介護職員・看護職員・機能訓練指導員・栄養士・生活相談員 ・施設長・事務員・調理員	なし
一時金、前払家賃等	一時金の算定根拠の明示及び保全措置の義務化 (500万円か返還債務残高のいずれか低い方の金額)	前払家賃等の算定根拠の明示及び保全措置の義務化 (500万円か返還債務残高のいずれか低い方の金額)
契約形態	・利用権方式 ・賃貸借方式	賃貸借方式
行政監督	都道府県知事(福祉部局)への届出 報告徴収、立入検査、改善命令	都道府県知事(住宅部局)への登録 報告徴収、指示、登録の取消
所管省庁	厚生労働省	国土交通省
定員(戸)数	208,827人(H21.7)	29,766戸(H21.3)

有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅の関係



高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律

平成21年法律第38号

高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、基本方針の拡充、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進等の措置を講ずる。

背景

- 高齢化の進展(特に高齢単身世帯、要介護高齢者の増加)
- 住宅のバリアフリー化の立ち遅れ、生活支援サービス付住宅の不足

住宅施策と福祉施策の連携が必要

概要

I 基本方針の拡充

- ・国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で策定

II 高齢者居住安定確保計画の策定

- ・都道府県が高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した計画を策定
 - ・供給の目標の達成のために必要な具体的な施策の内容
- 等

建替事業の実施区域

公的賃貸住宅の整備
バリアフリー化された住宅

高齢者生活支援施設
福祉・医療等の拠点

公的賃貸住宅団地内の高齢者生活支援施設の整備

III 高齢者生活支援施設と一体となった 高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

- ①整備・管理の弾力化
- ②税制優遇措置の拡充

高齢者生活支援施設→



IV 高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者専用賃貸 住宅の制度改善

- ①登録基準の設定
・最低居住水準等の要件を満たすもののみ登録可能
- ②指導監督の強化

都道府県(指定登録機関)



高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいを確保

※ I～Ⅲについては、平成21年8月19日、Ⅳについては平成22年5月19日(登録申請受付は平成21年11月19日)に施行64

生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅への助成

高齢者等居住安定化推進事業(国土交通省平成22年度予算:160億円)

<要件>

住宅の要件

○原則25㎡以上

※共同利用の居間、食堂、台所等が十分な面積を有する
場合は18㎡以上

○原則、台所、水洗便所、収納設備、浴室の設置

○原則3点以上のバリアフリー化

(手すりの設置、段差の解消、廊下幅の確保)

※改修の場合であって物理的・経済的に困難な場合は
この限りではない。

サービスの要件

○緊急通報及び安否確認サービス

○次のいずれかの者が日中常駐していること

・社会福祉法人、医療法人又は居宅介護
サービス事業者の職員

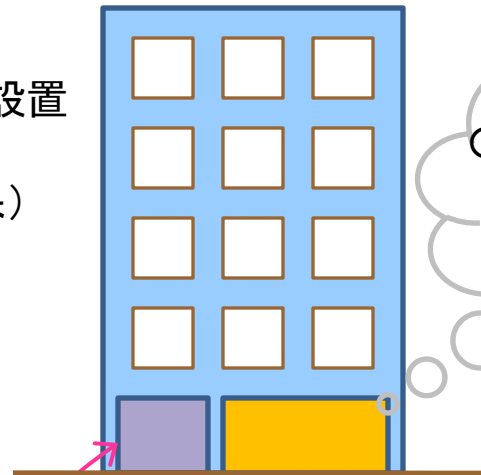
・ヘルパー2級以上の資格を有する者

○上記の者が常駐するために必要なスペースを
設けること

その他の要件

○原則高齢者専用賃貸住宅として10年以上登録す
ること

○高齢者居住安定確保計画等地方公共団体との
整合等を地方公共団体が確認したもの



○高齢者生活支援施設を合
築・併設する場合は、新築・
改修費にも補助

<補助率>

住宅:

新築1/10(上限 100万円/戸)

改修1/3(上限 100万円/戸)

高齢者生活支援施設:

新築1/10(上限1,000万円/施設)

改修1/3(上限1,000万円/施設)

生活支援サービス付き高齢者専用賃貸住宅の事例

- 土地をURより賃借して高齢者専用賃貸住宅と介護事業所を一体的に整備。
学習塾も併設し、高齢者と子供、地域住民の多世代交流の促進もめざす。

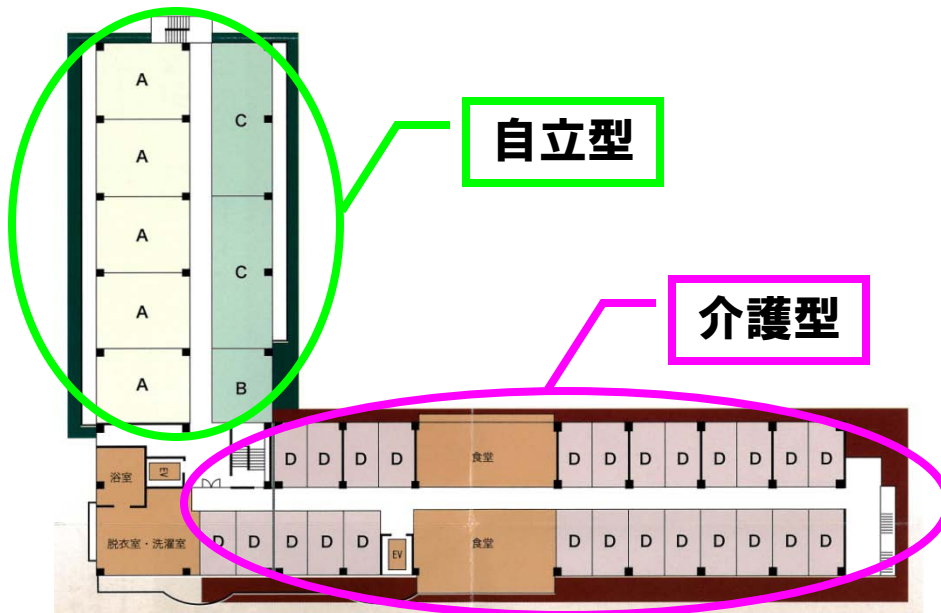
	自立型	介護型
戸数	24戸	57戸
住戸面積	35.65～70.41m ²	18.06～22.96m ²
家賃	105,000～188,000円	75,000～79,000円
共益費	4,600～7,500円	20,000円
サービス費	26,250～32,550円	32,550円

併設事業所等：

訪問介護、通所介護、短期入所
居宅介護支援

学習塾（事業者グループ会社の経営）

テナント：クリニック、調剤薬局

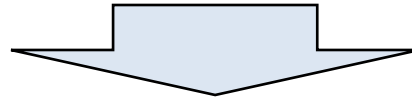


国土交通省成長戦略における高齢者の住まいに係る目標の設定

＜戦略目標：2020 年目途＞

・高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を**欧米並み(3～5%)**とする。

[参考] 日本0.9%(2005),デンマーク8.1%(2006),スウェーデン2.3%(2005),イギリス8.0%(2001),アメリカ2.2%(2000)



＜課題に対応した政策案＞

早期に実現を目指すもの(平成23年度概算要求を含む。)

① 医療・介護などのサービスと一体となった住宅の供給を促進するため、民間事業者等によるサービス付き高齢者賃貸住宅の法律上の位置づけを明確化し、その供給支援や適切な運営の確保を図る。具体的には、将来にわたって適切なサービスが行われるよう、サービス付き高齢者賃貸住宅登録制度等の導入や、事業者に対するファイナンスの確保(高齢者向け賃貸住宅融資など)、持家からの住替え支援(住替えの際の一時金等へのリバースモーゲージの拡充)などを行う。

②地域の活力を生み出す新たな仕掛けとして、公共賃貸住宅団地を地域の福祉拠点として再整備することとし、建替事業等により生じた土地・床や既存の住棟を活用した、民間事業者等によるサービス付き住宅の設置やデイサービスセンター、訪問看護ステーション等の医療・福祉・生活支援施設をPPPにより導入する。

③高齢者の生活自立をサポートする住宅設備技術の標準化の普及促進を随時行う。

[クリアすべき課題]

・厚生労働省との連携が必要である。住宅設備技術の標準化については、経済産業省との連携(高齢者・障害者配慮設計指針－住宅設備機器(JIS S 0024))が必要。

未届の有料老人ホームに該当しうる施設について

1. 未届の有料老人ホームに該当しうる施設の届出に係る指導状況について(平成21年10月31日現在)

	件 数	割 合
平成21年4月30日時点の未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	<u>446件</u>	—
平成21年5月1日以降に把握した未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	163件	—
有料老人ホーム非該当等	44件	—
有料老人ホームに該当しうる施設数	565件	100.0%
平成21年10月31日まで届出済	176件	31.2%
平成21年10月31日まで未届	<u>389件</u>	68.8%

※1 「有料老人ホームに該当しうる施設」には、現在実態把握中のものを含む。

※2 「非該当等」と判断されたものは、その後の実態把握の結果、食事等のサービスを提供していなかったものや、入居者がなく運営の実態そのものがなかったもの、など。

2. 消防庁発表の未届有料老人ホームのフォローアップ調査結果(平成21年10月31日現在)

何らかの消防法令違反があるもの 68.7%

主な違反内容	スプリンクラー設備	11.3%
	自動火災報知設備	6.5%
	消防訓練の実施	38.7% 等

3. 国土交通省発表の未届有料老人ホームのフォローアップ調査結果(平成21年9月30日現在)

建築基準法令に関する違反を把握したもの 63.9%

有料老人ホームにおける苦情について

東京都消費生活センターが受け付けた苦情種別順位の経年推移(平成16年－19年)

－MECONIS(東京都消費生活相談情報オンラインシステム)情報から－

(複数回答)

順位	平成16年度(44件)		平成17年度(64件)		平成18年度(96件)		平成19年度(109件)	
1	解約	17	返金	22	解約	30	解約	39
2	返金	15	解約	18	返金	25	返金	34
3	高価格・料金	10	契約書・書面	11	説明不足	21	説明不足	24
4	保証金等	9	信用性	11	契約書・書面	17	契約	24
5	説明不足	8	契約	10	クレーム処理	16	高価格・料金	19
6	契約	8	高価格・料金	10	契約	13	契約書・書面	14
7	信用性	7	説明不足	9	保証金等	13	信用性	13
8	約束不履行	6	保証金等	9	信用性	12	約束不履行	13
9	クレーム処理	4	約束不履行	7	約束不履行	12	他の接客対応	12
10	契約書・書面	3	クレーム処理	6	高価格・料金	9	クレーム処理	11

高齢者の住まいに対するこれまでの指摘事項の概要

- 都道府県民生部長連絡協議会（平成21年7月）、茨城県、千葉県（H22.2月）
 - ・ 有料老人ホームの要件を法令上明確に規定し、法的位置づけのない施設については、立ち入り権限を付与し、運営基準の設定・入居者の状況の報告を義務付けさせること。
- 経済同友会（平成22年6月）
 - ・ 今後は施設という概念ではなく、高齢者に相応しい住まいと必要なケアの一体的な提供という視点に立った高齢者用住宅の整備を進めるべきであり、介護事業者によるサービス提供を備えた高齢者専用賃貸住宅のような新たな形態の開発が求められる。
- 高齢社会をよくする女性の会（平成22年4月）
 - ・ 都道府県に適合高齢者専用賃貸住宅の届出をせず介護サービスを提供する高齢者専用賃貸住宅については、有料老人ホームの届出をするか、特定施設として指定事業者になるよう指導を。
 - ・ すべての都市計画で高齢者住宅を核とした人生100年型仕様を。
- 地域包括ケア研究会報告書（H22.4.26）
 - ・ 終の棲家として、諸外国に比して整備が遅れている高齢者住宅の整備と在宅拠点整備を国交省と連携して計画的に整備する。その際、地方の空き家や都会の賃貸アパート等既存の資源を活用する。

高齢者の住まいに関する論点

- 1 高齢者の住まいについて、国際的に比較して不足している現状を踏まえ、どのように供給を促進するか。
- 2 生活支援サービスの付いた高齢者住宅について、医療、介護サービスをどのようにパッケージ化していくべきか。
- 3 一方、未届有料老人ホームについて、防火安全体制の確保や、入居一時金の保全など、入居者保護をどのように図るか。
- 4 有料老人ホームと生活支援サービス付き高齢者専用住宅について、どのように整合性を取っていくか。

（３）低所得者への配慮（補足給付）の 在り方

特定入所者介護サービス費（補足給付）

○ 低所得者が介護保険施設や短期入所を利用される際の食費や居住費（滞在費）の負担を軽減するため、所得に応じて設定された負担限度額を超える費用について、特定入所者介護（介護予防）サービス費（補足給付）を支給するもの。平成17年10月に施行。

○ 給付対象者は、次の通り。

第1段階：生活保護受給者、老齢福祉年金受給者など

第2段階：年収80万円以下の基礎年金受給者など

第3段階：市町村民税世帯非課税者など（第1，2段階の対象者を除く）

○ 給付対象サービスは、次の通り。

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）
短期入所（短期入所生活介護、短期入所療養介護）

○ 給付費の推移は、次の通り。

（億円）

	H17(5か月分)	H18	H19	H20
給付費	848.1	2,132.4	2,261.5	2,396.8
伸び率	—	+4.77%	+6.05%	+5.98%

利用者の負担額

- 食費及び居住費の利用者負担合計額を見ると、ユニット型個室について、特に所得第3段階の方の負担が重くなっている。

1. 食費及び居住費の合計負担額

ユニット型個室

基準費用額月10.2万円



多床室

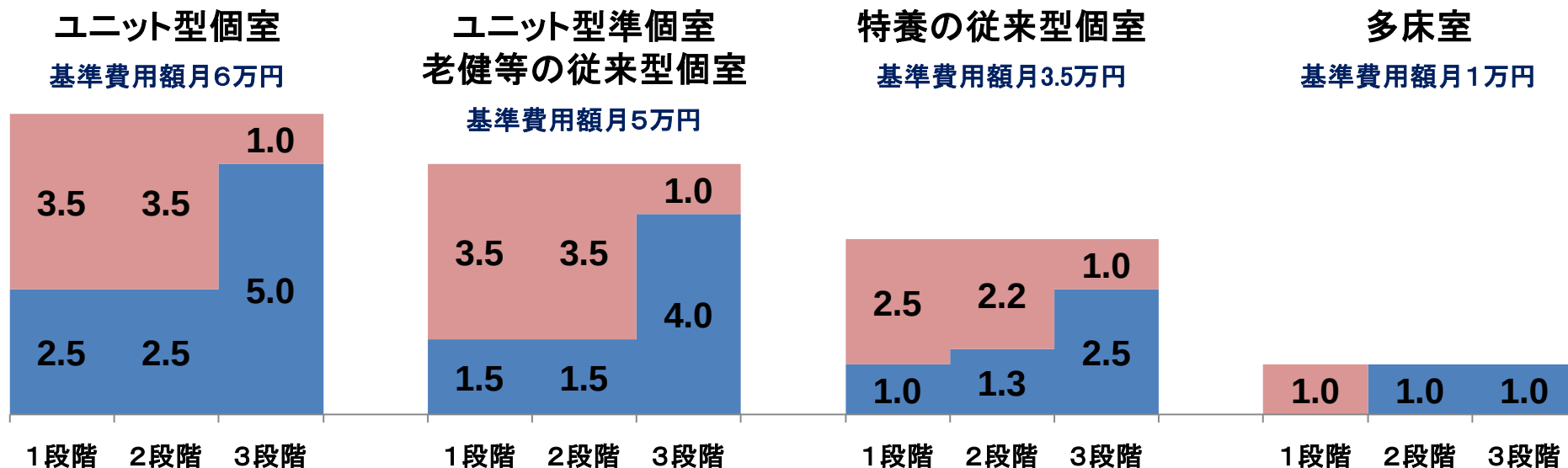
基準費用額月5.2万円



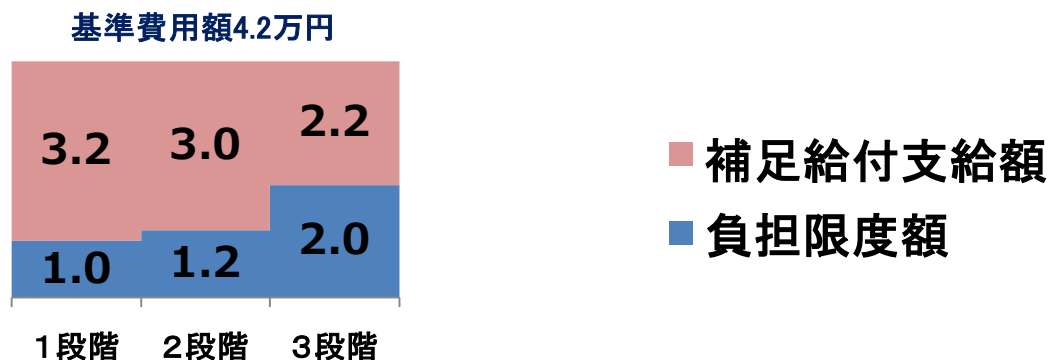
■ 補足給付支給額 ■ 負担限度額

2. 食費及び居住費の個別の負担額

(1) 居住費



(2) 食費

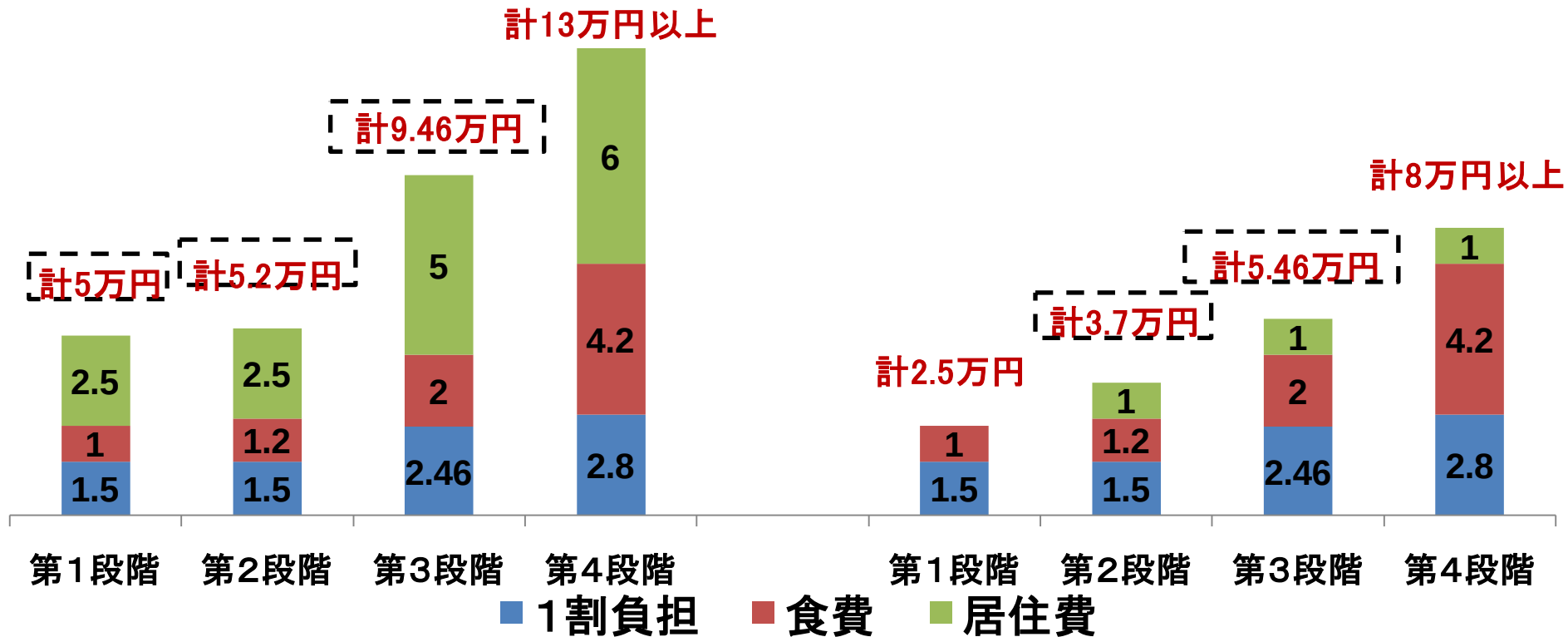


介護保険施設における負担額

- 1割負担を加えた入所にかかる費用の合計額で見ても、特に所得第3段階の方の負担が重くなっている。

ユニット型個室

多床室

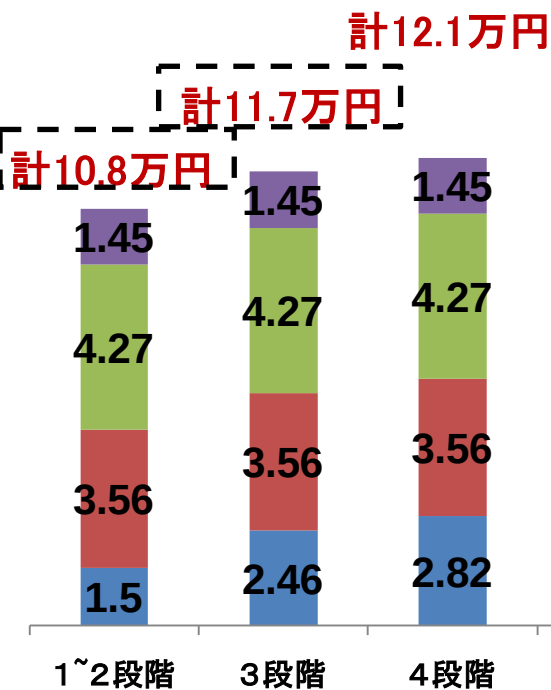


- * 1割負担は、第1～3段階は高額介護サービス費の負担限度額、第4段階は特養の平均的な利用者負担額。
- * 食費、居住費は、第1～3段階は特定入所者介護サービス費(補足給付)の負担限度額、第4段階は特定入所者介護サービス費(補足給付)の基準費用額。
- * 実際に施設を利用される際は、上記以外に介護保険料や医療保険料、医療費、日常生活費などが必要となる。

グループホームにおける負担額

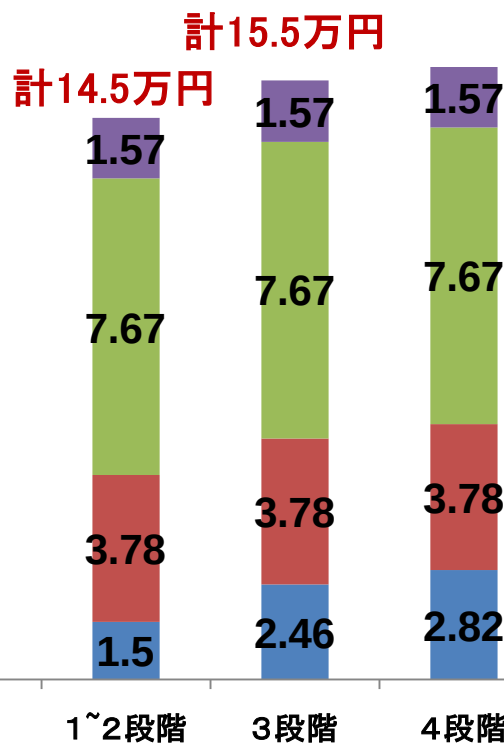
- グループホームにおいては、所得に関わらず、一定の食材料費と家賃、光熱水費を支払う必要があるため、低所得者にとって負担が重くなっている。
- グループホームの負担額は、地域によって大きな差がある。

全国平均

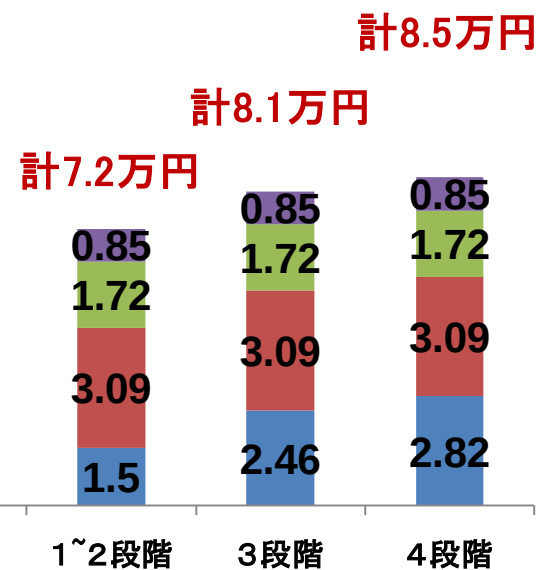


東京都(全国最高)

計15.8万円



青森県(全国最低)



■ 1割負担 ■ 食材料費 ■ 家賃 ■ 光熱水費

- * 1割負担は、第1~3段階は高額介護サービス費の負担限度額、第4段階はGHの平均的な利用者負担額。
- * 食材料費、家賃、光熱水費は、認知症・虐待防止対策推進室による全国調査(H21.10)の結果より。
- * 実際にGHを利用される際は、上記以外に介護保険料や医療保険料、医療費、日常生活費などが必要となる。

補足給付に関する指摘事項の概要

- NPO法人「高齢社会をよくする女性の会」(H22.4.26)
 - ・ グループホームを低所得者層が利用できる価格設定に。
- 近畿市長会 (H22.5.20)
 - ・ 認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)を利用する低所得者への負担軽減措置を講じること。
- 大阪府福祉部高齢介護室「高齢者施策の推進に係る提言」(平成22年5月)
 - ・ 施設利用に係る補足給付については、介護保険制度の枠外で所得保障政策の一環として位置づけ、事業所の制度利用を義務付けるとともに、給付対象、給付額を拡大する。
特に認知症高齢者グループホームについては、早急に給付対象とする。
- 「地域包括ケア研究会報告書」(平成22年3月)
 - ・ 現在施設に限定されている補足給付を公費による別制度として、対象をグループホームや一定の高齢者専用賃貸住宅にも拡大して居住費に関する所得保障の仕組みを再編拡充すべきではないか。ただし、補足給付に替わる公費による制度の財源確保の見込みなく補足給付を廃止するべきではない。また、仮に、現行の補足給付を維持する場合でも、資産要件などを導入してより公平な制度にすべきとの意見もあった。

補足給付に関する論点

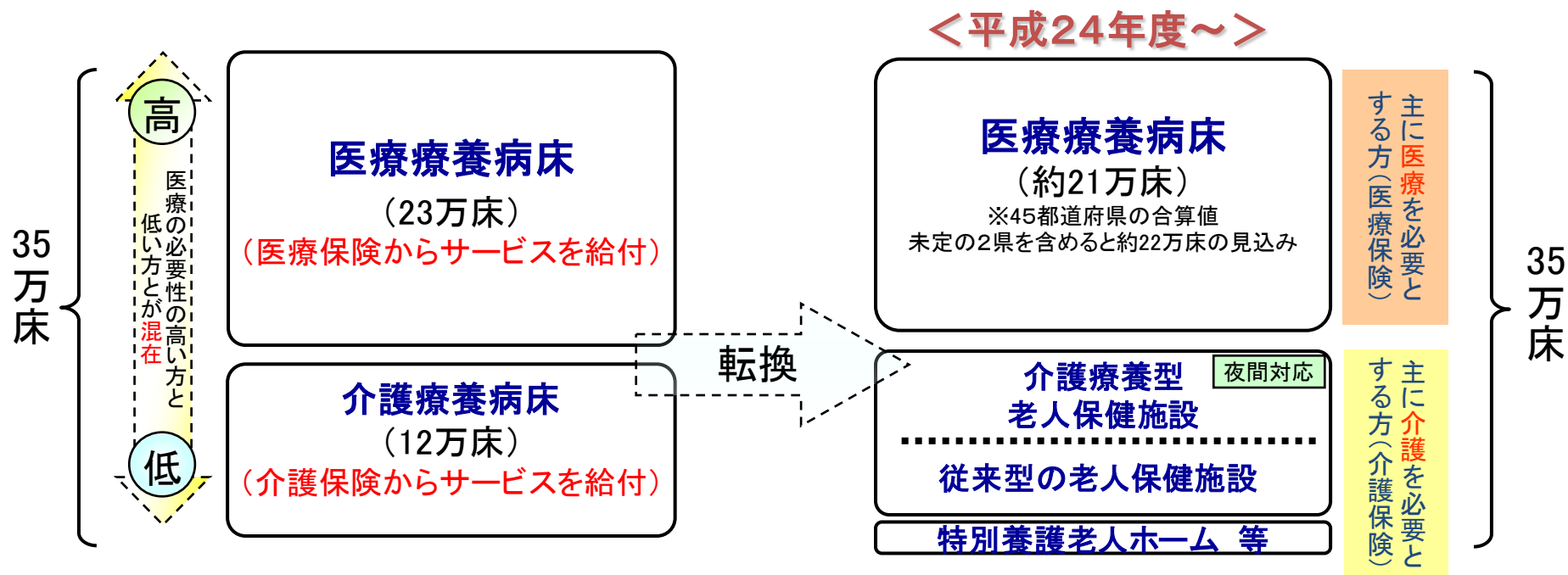
- 1 居住費に係る利用者負担が重いユニット型個室入所者の負担軽減についてどう考えるか。
- 2 現在補足給付の対象となっていないグループホーム入所者への家賃助成についてどう考えるか。
- 3 補足給付について、公平な制度とする観点から、その必要性を厳密に確認する方法を検討すべきではないか。

（４）療養病床再編成及び施設の 設置主体について

① 介護療養病床の現状について

療養病床再編成の考え方

- 平成24年3月31日までに、療養病床を再編成し、医療の必要度に応じた機能分担を推進することにより、利用者の実態に即したサービスの提供を図る。
⇒主に医療が必要な方には医療サービス、主に介護が必要な方には介護サービスを
- 現在の療養病床(医療療養病床、介護療養病床)に入院している患者を退院させず(ベッド数を削減せず)、老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護施設等に転換するもの。
⇒医療・介護トータルを受け皿数は確保
- なお、介護施設等への転換は、医療機関の経営判断による。



(注1)病床数は平成18年10月現在の数値。

(注2)医療療養病床からは回復期リハ病床(約2万床)を除く。

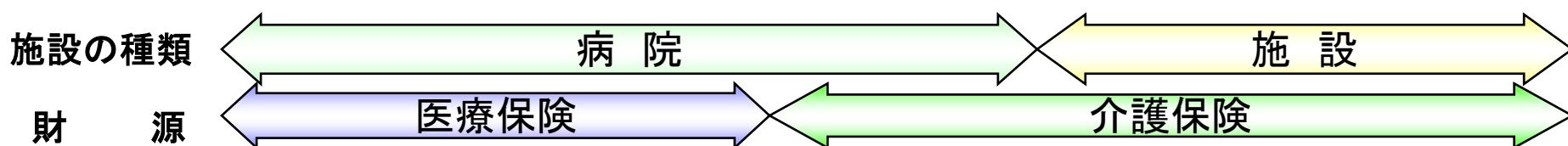
(参考) 介護療養型医療施設について

介護療養型医療施設とは、療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。(介護保険法第8条第26項)

平成23年度中に介護療養型医療施設を介護老人保健施設、その他の介護保険施設等に転換(施設類型の変更)することとしている。(平成18年健康保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の規定を削除)

医療療養病床・介護保険施設について

	(参考) 一般病床	医療療養 病床	介護療養 病床	介護療養型 老人保健 施設	(従来型の) 老人保健 施設
ベッド数	約103万床	約26万床	約9万床	約3,612床※ ⁴ (H20.5創設)	約32万床
1人当たり 床面積	6.4㎡以上	6.4㎡以上	6.4㎡以上	8.0㎡以上 (大規模改修までは 6.4㎡以上)	8.0㎡以上
平均的な1人当 たり費用額※ ¹ (H21改定後)	(※2)	約49万円	約41.6万円	約37.2万円※ ³	約31.9万円
人員配置 (100床当たり)	医師 6.25人 看護職員 34人	医師 3人 看護職員 20人 介護職員 20人	医師 3人 看護職員 18人 介護職員 18人	医師 1人 看護職員18人 介護職員18人	医師 1人 看護職員 10人 介護職員 24人



※1 多床室 甲地 の基本施設サービス費について、1月を30.4日と仮定し1月当たりの報酬額を算出。

※2 算定する入院料により異なる。

※3 介護職員を4:1で配置したときの加算を含む。

※4 平成22年6月現在 各都道府県より厚生労働省老人保健課へ報告された病床数に基づく。

療養病床の転換支援策について

○ 介護療養型老人保健施設の創設

主として介護が必要な方は介護老人保健施設等で受け止めることとし、療養病床から転換した老人保健施設については、入所者の医療ニーズへの対応を介護報酬上特別に評価した「介護療養型老人保健施設」を創設。

○ 療養病床が老人保健施設に転換する場合の床面積等の施設基準の緩和

療養病床から転換した老人保健施設について、次の新築等を行うまでの間、1床あたり6.4m²の経過措置を認める。

(参考)老人保健施設の床面積の基準: 1床当たり8m²

○ 療養病床から老人保健施設等への転換に伴う費用負担軽減のための措置

ア 老人保健施設等に転換する療養病床に交付金を交付

(例)既存施設を取り壊さずに新たに施設を整備した場合、転換床数1床あたり100万円を交付

イ 療養病床の整備時の債務の円滑な償還のため、独立行政法人福祉医療機構の融資制度として「療養病床転換支援資金」を創設

- ・貸付限度額: 最大7.2億円以内
- ・償還期間: 最大20年以内
- ・貸付利率: 財政投融資資金借入利率と同率(年間1.70%)

療養病床数の推移

	医療療養病床数	介護療養病床数	療養病床数 計
平成18年4月※1	263,742	120,700	384,442



平成22年2月※2	262,119	89,033	351,152
-----------	---------	--------	---------

※1 確定数

※2 概数

厚生労働省大臣官房統計情報部「病院報告」より

療養病床からの転換状況（平成22年6月15日現在）

介護療養型老人保健施設（平成20年5月～）に転換した施設： 75施設（3612床）

従来型老人保健施設に転換した施設： 61施設（2012床）

特別養護老人ホームに転換した施設： 7施設（274床）

有料老人ホームに転換した施設： 5施設（198床）

認知症高齢者グループホームに転換した施設： 12施設（156床）

高齢者専用賃貸住宅に転換した施設： 2施設（25床）

合計 162施設（6277床）

注）各都道府県より厚生労働省老健局老人保健課に報告されている施設数・病床数に基づく。

介護療養病床に関する論点

1 介護療養病床の転換については、

- ・転換後の患者の望ましい居場所が確保できるのかということについて懸念する声がある。
- ・一方、仮に転換を凍結した場合、本来介護保険施設において処遇されるべき患者が療養病床で処遇される、いわゆる「社会的入院」につながるおそれがある。

(参考)長妻厚生労働大臣国会答弁(抜粋)

夏頃までに調査結果をとりまとめて、その結果を踏まえて議論をして、猶予ということも含めて今後の方針を決定していく。

(参考) 療養病床再編成に係る調査の概要

○ 療養病床の再編成の今後の方針を検討するため、平成21年度から平成22年度にかけて以下の調査を実施。

【療養病床の転換意向等調査】 平成22年2月及び4月※1

→療養病床を有する医療機関の転換意向を把握。

○調査対象：調査時点で療養病床を有する医療機関※2

○内 容：これまでの転換状況・転換理由、今後の転換意向、転換意向理由等

【医療施設・介護施設の利用者に関する横断調査】 平成22年6月

→療養病床等の入院患者と施設入所者の状態像を、共通尺度を用いて横断的に把握。

○調査対象：医療保険施設※3・・・一般病棟：13対1・15対1（約2,000施設）

医療療養病棟（約4,000施設）

障害者施設・特殊疾患病棟（約1,000施設）

在宅療養支援病院・診療所（約3,000施設）

介護保険施設※4・・・介護療養型医療施設（約2,000施設）

介護老人保健施設（約2,000施設）

介護老人福祉施設（約2,000施設）

○内 容：患者・入所者の入院/入所の理由、入院/入所前の状況、現在の状態、今後の見通し、今後の希望、医療の提供状況等

※1：診療報酬改定の影響を把握するため、改定前後（平成22年2月、4月）で2回実施

※2：2月は東京都を除く46道府県（約5,000施設）、4月は47都道府県（約5,600施設）（厚生労働省 医療施設動態調査）

※3：平成22年度社会保険基礎調査委託事業

※4：平成22年度老人保健健康増進等事業

② 施設の設置主体について

特別養護老人ホームの設置主体に係る規定

- 特別養護老人ホームの設置主体として、老人福祉法で定められているのは、
 - ・ 都道府県、市町村、地方独立行政法人(第15条第1項、第3項)
 - ・ 社会福祉法人(第15条第4項)
 - ・ 日本赤十字社(老人福祉法第35条)
 - ・ 厚生連(老人福祉法附則第6条の2)

○行政刷新会議 規制・制度改革／成長戦略

- ・規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)より

【ライフイノベーションWG⑭】

特養への民間参入拡大(運営主体規制の見直し)

- ・特別養護老人ホームへの社会医療法人参入を可能とする方向で検討し、結論を得る。
＜平成22 年度中検討・結論、結論を踏まえ対応に着手＞
- ・また、特別養護老人ホームの運営について、利益追求・利益処分の在り方、措置入所の在り方や、基幹となる税制の在り方・廃業の際の残余財産の処分等の在り方に関連し、特別養護老人ホームを社会福祉法人が担っていることの意義や役割、社会福祉法人以外の既存の法人形態を含め、社会福祉法人と同程度の公益性及び事業の安定性・継続性を持つ法人の参入を可能とすることの是非について検討する。
＜平成22年度中検討開始＞

社会医療法人制度の概要

○社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって、不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化(都道府県知事の認定)。(平成22年7月現在 102法人)

都道府県知事
の認定



医療審議会



社会医療法人

審査

- 役員、社員等については、親族等が3分の1以下であること
- 定款又は寄附行為において、解散時の残余財産を国に帰属する旨定めていること
- 救急医療等確保事業を実施していること

認定要件

医療保険業の法人税非課税
(20年度税制改正)
救急医療等確保事業を行う病院・診療所の固定資産税等の非課税
(21年度税制改正)

収益事業の実施

社会医療法人債の発行

法人運営の安定化

公立病院等

医療計画に記載された
救急医療等確保事業

改正医療法 第30条の4
第2項第5号

- イ 救急医療
- ロ 災害時における医療
- ハ へき地の医療
- ニ 周産期医療
- ホ 小児医療
(小児救急医療を含む)



公立病院等との新たな
役割分担・連携の構築

社会医療法人の認定要件

1. 救急医療等の事業に関する要件

【主な要件】

- 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療の医療連携体制を担う医療機関として医療計画に記載されていること
- 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療

救急医療	休日・夜間・。深夜加算算定件数(初診)／初診料算定件数＝20%以上、又は、夜間休日搬送受入件数＝年間750件以上 ※精神科救急：年間時間外診療件数＝人口1万対2.5件以上(3力年で人口1万対7.5件)
災害医療	救急医療の基準の8割の実績を有しており、かつ、DMAT(災害派遣医療チーム)を保有し防災訓練に参加したこと
へき地医療	病院の場合は、週1回をj超えて巡回診療・医師派遣を行っていること(直近に終了した会計年度の延べ派遣日数(派遣日数を医師数で乗じた日数)が53人日以上であること) へき地における診療所の場合は、週4日を超えて診療をおこなっていること(直近に終了した会計年度の診療日が209日以上であること。)
周産期医療	ハイリスク分娩可加算＝年1件以上、かつ、分娩件数＝年500件以上、かつ、母体搬送受入件数＝年10件以上
小児救急医療	乳幼児休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)／乳幼児加算初診料算定件数＝20%以上

2. 公的な法人運営に関する要件

【主な要件】

- 役員等についての同族性が排除されていること
- 法人解散時の残余財産が国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属する(持分がない)こと
- 社会保険診療に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること
- 理事等に対する報酬について、支給の基準を定め、公開していること 等

設置主体別の税制の比較

			日赤	社会福祉法人	厚生連	社会医療法人	一般の医療法人
国 税	法人税	医療保険業	非課税	非課税	非課税	非課税	課税(30%)
		医療保険業 以外	収益事業のみ課税 (18%※1)	収益事業のみ課税 (18%※1)	収益事業のみ課税 (18%※1)	収益事業のみ課税 (18%※1)	(実施不可)
	寄付金税制	個人寄付者 の所得税	寄付金から5千円を引 いた額の所得控除が可 (所得の40%が限度)	寄付金から5千円を引 いた額の所得控除が可 (所得の40%が限度)	所得控除不可	所得控除不可	所得控除不可
		法人寄付者 の所得税	一般寄付金と別枠で損 金算入可	一般寄付金と別枠で損 金算入可	一般寄付金の枠で 損金算入	一般寄付金の枠で 損金算入	一般寄付金の枠で 損金算入
地 方 税	事業税	医療保険業	非課税	非課税	非課税	非課税	社会保険診療は非 課税(その他は課税 5%※2)
		医療保険業 以外	収益事業のみ課税 (5.0%等※3)	収益事業のみ課税 (5.0%等※3)	収益事業のみ課税 (5.0%等※3)	収益事業のみ課税 (5.0%等※3)	(実施不可)
	固定資産税	医療用資産	非課税	社会福祉事業の用に 供する者は非課税	非課税	救急医療等確保事 業に係るものは非 課税 ※1	課税
	都市計画税						
	不動産取得税						

※1:平成21年度税制改正

※2:所得400万円以下は5.0%、400万円超は6.6%

※3:所得400万円以下は5.0%、400万円超は7.3%、800万円超は9.6%

設置主体別の残余財産の帰属先について

	社会福祉法人	社会医療法人	医療法人	公益社団法人 公益財団法人	一般社団法人 一般財団法人	特定非営利法人
根拠法	社会福祉法 31条、47条	医療法 42条の2	医療法 44条、56条	公益社団法人及び 公益財団法人の 認定法 第5条	一般社団法人及び一 般財団法人法 11条、153条、239条	特定非営利活動 促進法 11条、32条
定款又は 寄付行為の定め により残余財産 の帰属対象とな る者	①社会福祉法人 ②その他社会福 祉事業を行う者	①国 ②地方公共団体 ③他の社会医療 法人	① 国 ② 地方公共団体 ③ 医療法人 ④ その他の医療 を提供する者 ※ 現在の医療法 人の大半は、経 過措置に基づく、 持ち分のある医 療法人である。	①国 ②地方公共団体 ③類似の事業を目的 とする他の公益法人 ④法5条17号で定める 法人 (社会福祉法人など)	帰属対象については 定めなし ※ 定款において、 ① 一般社団法人は 社員に、 ②一般財団法人は 設立者に、残余財 産の分配を受ける 権利を与えることを 禁止	①特定非営利活 動法人 ②その他法11条 で定める法人
定款又は寄付行 為に定めがない 場合	国	定款に定めること が要件であるため 必ず定められてい る	国	定款に定めることが 要件であるため、 必ず定められている	①社員総会又は 評議会の決議に よって定める ②帰属が定まらない 場合は国	①所轄庁の認証 を得て、財産を 国又は地方公共 団体に譲渡可能 ②帰属が定まら ない場合は国

(参考) 社会福祉法人の経営の安定性・継続性に係る議論

<参考> 老人福祉事業者・医療機関の主な倒産（2001年～2009年）

老人福祉事業者

商号	負債 (百万円)	倒産態様	倒産年	所在地
石川ライフクリエート(株)	5,410	会社更生法	2006	石川県
社会福祉法人長和福祉会	4,307	民事再生法	2008	兵庫県
(株)トータルケアサポート	3,500	破産	2007	東京都
(株)日本ホームヘルスケアー	3,000	民事再生法	2001	千葉県
(株)カルデア	2,519	破産	2004	東京都
(株)伊豆の里	2,050	会社更生法	2009	静岡県
日本健康機構(株)	1,863	特別清算	2007	東京都
(株)エヌ総合企画	1,126	破産	2008	埼玉県
グリアス(株)	950	民事再生法	2009	東京都
(株)ハートフル	340	破産	2009	神奈川県

医療機関

商号	負債 (百万円)	倒産態様	倒産年	所在地	施設形態
(医)育和会	20,000	民事再生法	2002	大阪府	病院
浪速医療生活協同組合	13,400	民事再生法	2005	大阪府	病院
(医社)医新会	7,000	民事再生法	2003	北海道	病院
(医)平野同仁会	5,900	民事再生法	2009	岡山県	病院
(医)博愛会	4,818	民事再生法	2009	兵庫県	病院
(医財)桜会	4,359	民事再生法	2008	東京都	病院
加藤総合病院	4,325	破産	2006	大阪府	病院
(医社)五輪橋内科病院	4,100	民事再生法	2007	北海道	病院
(医)翰林会	4,036	破産	2005	北海道	病院
(医)大淀会	4,000	破産	2007	鳥取県	病院
(医)三禄会	3,436	民事再生法	2007	栃木県	病院
(医)睦会	3,300	民事再生法	2007	大阪府	病院
(医社)善衆会	3,200	民事再生法	2007	群馬県	病院
(医財)交道会しもべ病院	3,000	民事再生法	2007	山梨県	病院
(医)銀生会	2,600	破産	2008	大阪府	病院
(医社)寿光会	2,500	民事再生法	2004	東京都	病院
糸魚川医療生活協同組合	2,444	破産	2007	新潟県	病院
(医)育正会	2,300	民事再生法	2009	宮城県	病院
(医社)上人会	2,268	民事再生法	2007	大分県	病院
(医)きのだ会	2,159	破産	2009	大阪府	診療所
(医社)三楡会北斗循環器病院	2,000	民事再生法	2006	北海道	病院
(医)鳳林中央会	1,933	民事再生法	2007	大阪府	診療所
(医)廣瀬病院	1,900	民事再生法	2006	埼玉県	病院
(医社)同仁会	1,880	民事再生法	2007	滋賀県	病院
(医社)せいあい会	1,840	破産	2009	茨城県	診療所
(医社)正朋会	1,800	民事再生法	2007	千葉県	病院
村上病院	1,800	民事再生法	2004	静岡県	病院
(医)メディケアアライアンス	1,750	民事再生法	2004	大分県	診療所
(医社)アース	1,692	破産	2009	東京都	診療所
(医)耀生会	1,600	民事再生法	2004	栃木県	病院

(出典) 帝国データバンク

「老人福祉事業者・医療機関の倒産 動向調査」より

- 老人福祉事業の主な倒産事例のうち、社会福祉法人は1件。
- 上記の1件は、社会福祉法人への民事再生法の適用事例としてははじめて。

施設の設置主体に対するこれまでの指摘事項の概要

- 大都市民生主管局長会議（H22.7.30）
 - ・ 多様な住まいを確保するため、構造改革特区で特別養護老人ホームの公設民営・PFIにより株式会社が設置主体として認められているように、規制緩和をすすめること。
- 全国社会福祉協議会（平成22年6月）
 - ・ 利用者負担額の増大や、介護施設で働く職員の処遇が悪化すること、税・介護保険料として国民から拠出された財源が、介護以外に流出することを避けるため、特別養護老人ホームの設置主体は現行制度の枠組みを堅持すべき。
- 経済同友会（平成22年6月）
 - ・ 介護保険施設を自治体、社会福祉法人、医療法人等以外の主体にも開設できるようにし、株式会社等、多様な経営主体の参入を促すべきである。その際、特別養護老人ホーム等を開設する社会福祉法人に対し行われている公的助成や税制面での優遇措置等はなくし、他の経営主体と競争条件を同一にする必要がある。
- 地域包括ケア研究会報告書（H22.4.26）
 - ・ 施設の類型によらず、実際に果たしている機能に着目して評価することを選択できる仕組みを導入する。
 - ・ 介護老人福祉施設としての特別養護老人ホームの設置主体の制約を見直し、医療法人にも介護老人福祉施設の設置を認める。

施設の設置主体に関する論点

- 1 規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)において、特別養護老人ホームへの社会医療法人参入を可能とする方向で検討し、結論を得ることとされている。
また、「社会福祉法人と同程度の公益性及び事業の安定性・継続性を持つ法人の参入を可能とすることの是非について検討する」こととされている。
公益性、安定性、継続性の観点から、どのような法人を比較・検討の対象としていくべきか。
- 2 また、介護療養病床型施設からの転換が進まないなかで、
 - i 介護療養型病床からの転換先として、転換型介護老人保健施設と同様に、医師、看護師配置を行う特養類型を作り転換を進めていくべきか。
 - ii 介護療養病床からの受け入れ先を拡大するため、転換を決めた医療法人については、特養の設置を認めていくことも必要か。

(参考)

地方分権の動き

1. 改正の背景

○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）で方針が示された以下の3つの重点事項のうち特に地方要望に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づき関連法律の改正を行う。

- (a) 施設・公物設置管理の基準
- (b) 協議、同意、許可、認可、承認
- (c) 計画等の策定及びその手続

2. 改正の概要

(a) 施設・公物設置管理の基準の見直し

① 児童福祉法・老人福祉法・介護保険法・障害者自立支援法の一部改正

◆ 以下の施設・サービスの人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任。

- ・ 児童福祉施設（保育所、助産施設等）及び指定知的障害児施設等（知的障害児施設、重症心身障害児施設等）
- ・ 特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム
- ・ 指定居宅サービス（ホームヘルプ、デイサービス等）、指定介護老人福祉施設等
- ・ 指定障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援等）、指定障害者支援施設等

◆ 人員・居室面積・人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準は「従うべき基準」、利用定員は「標準」、その他は「参酌すべき基準」とする。

◆ ただし、保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする。

(a)施設・公物設置管理の基準の見直し

②職業能力開発促進法の一部改正

- ◆都道府県が行う施設外訓練及び委託訓練に関する基準を、都道府県の条例に委任。
- ◆厚生労働省令で定める基準を、「参酌すべき基準」とする。

③就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正

- ◆認定こども園の認定要件の基準・表示基準を、都道府県の条例に委任。
- ◆入所・入園資格基準は「従うべき基準」、その他は「参酌すべき基準」とする。

※ ①及び③については、施行状況等を勘案し、条例委任の在り方や厚生労働省令等で定める基準の在り方について検討し、必要があると認めるときは、検討結果に基づいて所要の措置を講ずる。

(b)協議、同意、許可、認可、承認の見直し

○林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正

- ◆林業労働力確保基本計画の策定・変更における農林水産大臣・厚生労働大臣への協議を「報告」とする。

(c)計画の策定及びその手続の見直し

○医療法の一部改正

- ◆医療計画の内容のうち、地域医療支援病院等の整備目標に関する事項等に係る規定は、義務から努力義務化する。

3. 施行期日

2. (a)・・・平成23年4月1日（①②については、施行日から1年を超えない範囲内で、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置あり）

(b)(c)・・・公布の日

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の地方分権による条例委任の考え方

基準の類型	基準の例	厚生労働省の対応
人員配置基準	入居者3人に対し介護・看護職員1人以上 等	従うべき基準
居室面積基準	居室:10.65㎡ (ユニット型施設は13.2㎡)	従うべき基準
人権に直結する 運営基準	○ サービス内容の説明と同意 ○ サービス提供拒否の禁止 ○ 身体的拘束の禁止 ○ 秘密保持 等	従うべき基準
上記以外の施設・設備・運営基準	○ 食堂(機能訓練室と合わせて3㎡/人以上) ○ ユニット型施設における共同生活室 (2㎡/人以上) ○ 廊下幅(1.8m以上 中廊下2.7m以上) ○ 居室定員4人以下 ○ サービス提供困難時の対応(病院や他の事業者の紹介等) ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ サービスの提供の記録 ○ 介護の方法(週2回以上の入浴等) ○ レクリエーションの提供等 ○ 協力病院の定め ○ 会計の区分 等	参酌

※ 他の介護施設等についても、「地方分権改革推進計画」に沿って、上記に準じた仕分けを行っている。